

第16回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和7年9月9日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

ただいまから令和6年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会3日目を開会します。

次に、内記町長及び柿崎教育長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあっては、複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たって、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は举手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

暑い場合、上着を脱いでも構いません。適宜対応願います。

改めて、委員各位と執行機関の皆さんの議事進行に対するご協力を願います。

初めに、町民課の審査を行います。町民課が所管するのは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。

町民課長より決算の概要説明を求めます。

町民課長。

町民課長 町民課です。よろしくお願いします。

町民課で所管する事務は、光放送、交通、防犯、住基、戸籍、火葬場、ごみ、し尿処理、庁舎管

理が主な業務となります。

それでは、町民課抜粋の決算書に沿って概要を説明いたします。

7ページをお開きください。2・1・5財産管理費ですが、本項は庁舎の維持管理、公用車の維持管理費用となります。庁舎、公用車とも適正に維持管理できたと考えております。なお、10節需用費、不用額92万円ですが、主な不用額の内容ですけれども、光熱水費、公用車の燃料費の残となります。

9ページをお開きください。2・1・6企画費ですが、本項は光放送に関する経費ですが、適正に維持管理できたと考えております。事業の詳細については、決算附属資料に掲載してあるとおりです。なお、14節工事請負費、不用額121万円ですが、不用額の主なものは事業完了により生じた事業残になります。

続いて、2・1・7交通安全対策費ですが、本項は交通安全に関する経費ですが、交通指導隊、交通安全協会沢内支会、湯田支会、その他の関係団体とも連携し、適正に事務執行できたと考えております。11ページをお開きください。なお、18節負担金、補助及び交付金で不用額15万円が生じてますが、これは当初予算に計上していた高齢者緊急発進抑制装置設置事業において申請がなく、事業残が生じたものです。

続きまして、2・3・1戸籍住民基本台帳費ですが、本項は住民票等の発行に伴う窓口業務に関する経費ですが、適正に事務執行できたと考えています。なお、12節委託料、不用額385万円ですが、不用額で大きいのは、国のスケジュール変更に伴って当初予定していた事業が延期になったことや、事業完了により生じた事業残

ということになります。

続いて、15ページをお開きください。3・1

・1社会福祉総務費ですが、本項は人権擁護、消費者行政、遺族会などの経費で、いずれも適正に執行できたと考えております。なお、18節負担金、補助及び交付金で不用額31万円が生じておりますが、これは主に消費者行政事務受託事業の事業完了により生じた事業残になります。これは、人口数あるいは相談件数で負担金の額が変動するためです。

17ページをお開きください。3・1・4防犯対策費ですが、本項は防犯に関する経費で、防犯協会、防犯隊とも連携し、適正に事務執行できたと考えております。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。

続いて、3・4・1国民年金事務費ですが、本項は国民年金に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。

19ページをお開きください。4・1・2予防費ですが、本項は狂犬病の予防接種に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。

続いて、4・1・3環境衛生費ですが、本項は火葬場に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。

4・1・4公害対策費ですが、本項は環境施策に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。

4・2・1ごみ処理費ですが、本項はごみ処理に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。なお、10節需用費、不用額57万円ですが、不用額の主なものは光熱水費、公用車の修繕料の事業残となります。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。21ページをお開きください。12節委託料、不用額で、189万円不用が生じておりますが、不用額の主なものは事業完了により生じた事業残になります。これも処理数量などによって委

託費等に変動があるため、その事業残ということになります。

4・2・2し尿処理費ですが、本項はし尿処理に関する経費で、適正に事務執行できたと考えております。なお、12節委託料、不用額55万円ですが、不用額の主なものは事業完了により生じた事業残になります。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。

次に、歳入についてご説明をいたします。1ページをお開きください。14・2・1・1総務管理費負担金ですが、IP告知端末設置負担金は新規に告知端末を設置した方からの負担金になりますが、今回は移住定住促進住宅等の新築などもあり、例年より新規設置数が増加しているものです。事業の詳細については、決算附属資料に記載してあるとおりです。

続いて、15・1・1・1総務管理費使用料ですが、情報通信基盤施設宅内設備使用料、これもいわゆるIP告知の端末使用料のことを指していますが、この項目で収入未済が発生しておりますが、債権管理にはさらに適正に努めたいと考えているところです。

続きまして、15・1・3・1保健衛生費使用料ですが、事業の詳細については決算附属資料に記載してあるとおりです。

続いて、15・2・1・3戸籍住民基本台帳費手数料ですが、事業の詳細については決算附属資料に記載してあるとおりです。

主な歳入は以上ですが、このほか事業推進のために国県補助金などを充当しながら事業を進めてきたところです。

以上で町民課の決算の概要説明を終了します。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 2ページの今説明があったIP告知端末設置の負担金ですけれども、移住定住促進住宅

に対するものという説明がありましたけれども、これについては個々の入居者の皆さんから負担をいただいているのでしょうか。また、転居などがあった後の処理はどのようになるかお知らせください。

委員長 町民課長。

町民課長 これは町で設置をしておりまし、転居する際も必要がなければ、そのまま設置しておくということになります。

以上です。

委員長 町民課長、起立て発言をお願いします。

町民課長 大変申し訳ありません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7ページから8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 9から10ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは1点といいますか、企画費の需用費の修繕料の312万4,000円、告知端末の修繕費だったということでいいのでしょうか。だとすると、思うのですけれども、昨年度が500万ということで、かなりそういう意味では改善していますけれども、改善した理由とか修繕内容についてお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 昨年は、皆さんご承知のとおり、積雪が非常に多かったということで、雪害もあって、そのために費用がかさ増しになっているということです。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 かなり改善になったのはそのとおりですけれども、それでも告知端末に関して議会のほうで報告会やったときにも、ちょっと聞こえないというような話があったのですけれども、やはりそこの修繕内容としては、町民からそういう

う聞こえが悪いとか、そういうことでの修繕ということでお伺いでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 主にはそういった内容になります。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 工事請負費でございますけれども、これ附属資料の60ページ、地域情報通信基盤施設管理費に当たる部分かと思いますけれども、詳しく説明していただいたのですけれども、光ケーブル等々の移設等の原因が多岐にわたっておりまして、その中で高速道路の関係、今回は耐震工事に伴いというようなことですけれども、今後高速道路の拡幅等の工事なども出てくるかと思いますが、そういう場合もあり得るのかということと、この費用については町の持ち出しになるのかということをお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 高速道路関連に関しましては、今後も工事が発生する可能性がありますし、それから費用については、基本的にネクスコのほうで持つもらっているということです。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13、14ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 ここでは、業務委託料等が計上されておりますけれども、キオスク端末の利用状況についてお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 決算附属資料176ページに記載がありますが、現在キオスク端末については、川舟郵便局に設置してある1機のみということになります。今取れるのが住民票と印鑑証明だけとい

うことになりますが、住民票についてはキオスク端末で発行したものが7、それから印鑑登録については13ということになっています。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 キオスク端末については非常に新しく、またこれから利用について期待される部分ではありますけれども、現状としてはちょっと利用がまだ少ないのかなという感じがしておりますけれども、この利用拡大に向けて何らかの措置を取ることは考えていますか。

委員長 町民課長。

町民課長 現状取扱件数が低いのは、川舟1か所というふうなことも要因としてあると考えておりますし、次年度以降コンビニ交付に向けて実施できないかということを今協議しているところです。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 コンビニ交付に向けてということですけれども、それは基本的には川舟郵便局の利用できる機能が拡大するということですか。ちょっと詳しく教えていただければ。

委員長 町民課長。

町民課長 川舟郵便局の機能が拡大するということではなくて、町外のいわゆるコンビニエンスストアでも住民票や印鑑証明が取れないかということを検討しているということです。当然ながら費用もかかる話ですし、町民課だけでやりたいですというわけにもいきませんので、その財政的な側面も含めて現在協議しているということです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

んか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、にしづか斎苑の指定管理料について、附属の179ページにも資料があるのですけれども、今年の火葬場、葬儀場、待合室の利用件数、昨年、令和5年度の使用と比べますと、ほとんどどれも件数が多くなっております。件数が多くなってきてるという状況の中で、それぞれ火葬場、葬儀場、待合室の利用が、町民からの利用申込みがあった場合重複してしまって、町民に待っていただいたというような事例はあったのでしょうか、お願いします。

委員長 高橋茂和課長代理。

町民課長代理 お答えいたします。

もちろんやはり火葬の申込みということで、偶然に重なってしまうということは多々ございました。もちろん待機していただくということも発生しておりますが、言葉は悪いのですけれども、早い者勝ちといいますか、そういう形で申込みがあり、そこは埋まっていますというお話を丁寧にさせていただいて、日程を変更していただいたりというような対策は取っておりまして、住民の皆さんの協力を得ながら、なるべく待機にはならないような日程調整をしていくというふうには努めておりました。

委員長 高橋宏委員。

8番 そういう場合、当然対応するのは、個人のほうで対応するということで、それぞれ葬儀挙げる場合とか、いわゆるお寺さんとか様々あると思うのですけれども、そういうのも含めての対応は、あくまでも住民のほうで対応してくださいということになっていくということですね。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 現状では、住民の皆様への協力という形でお願いしているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 確認ですけれども、担当課で把握しているか分かりませんけれども、北上とか近隣市町村に回ったというような例はあったのでしょうか。

委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 正確には把握はしておりませんけれども、ここができないで北上とか近隣に回ったというお話は聞いておりませんでした。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。21、22ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで町民課への審査をひとまず終了し、次の農林課の審査に移るため、10時5分まで休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前10時05分 再開

委員長 休憩を解き、農林課の審査を行います。

農林課が所管するのは2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。

農林課長より決算の概要説明を求めます。

農林課長。

農林課長 おはようございます。農林課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度の農林課決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

歳出抜粋資料の7から12ページを御覧くださ

い。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、主に職員の給料、職員手当のほか、農政推進協議会、岩手県農業大学校後援会及び岩手県農業会議への負担金に関わる支出となっております。

3目農業振興費の1節報酬から8節旅費までは、産業間連携推進会議委員、地域おこし協力隊及び農業担い手支援員に関わる支出となっております。着座にてお話しさせていただきたいと思います。

9から12ページを御覧ください。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、公用車両に関わる経費をはじめとする事務経費が主な内訳となっております。

18節負担金、補助及び交付金は、農業関係団体に対する負担金及び補助金のほか、農業団体等が実施する事業補助金となっております。主な事業の概要は、大根一本漬加工製造支援補助金598万700円、経営所得安定対策等推進事業費補助金304万3,000円、畜産等廃棄物処理事業費補助金2,479万7,000円、農業振興センター活動推進補助金553万9,000円、総合花卉産地づくり推進事業費補助金288万7,966円、りんどう独自品種開発事業費補助金408万3,000円となっております。

11から14ページを御覧ください。4目畜産業費は、長原牧場管理運営業務委託料356万9,280円、町有草地維持管理業務委託料50万4,900円のほか、畜産関係団体及び畜産事業に関する補助金、負担金が主な内訳となっております。

10節需用費の修繕料の主な内容及び内訳ですが、沢内堆肥センタートラックスケール修繕341万円、沢内堆肥センター防風シート修繕242万2,200円、沢内堆肥センターブロワー修繕40万7,000円、その他車両車検に伴う修繕となっております。

18節負担金、補助及び交付金の主な内容及び内訳ですが、畜産ヘルパー制度補助金100万円、

畜産飼料価格高騰緊急対策事業費補助金366万1,500円、家畜防疫対策事業費補助金48万2,900円、家畜導入事業費補助金57万円となっております。

13から16ページを御覧ください。5目農地費は、12節委託料、間木野隧道長寿命化調査検討業務委託料928万7,300円、高度土地利用調整事業業務委託料139万7,000円、18節負担金、補助及び交付金、下前地区土地改良事業費負担金447万550円、川舟地区農地整備事業費負担金1,560万円、鍵沢地区農業水路等長寿命化・防災減災事業費負担金375万円に加え、各種土地改良事業負担金及び日本型直接支払制度交付金が主な内訳となっております。

15から16ページを御覧ください。6目農業者施設費は、農林課が管理する農村景観活用交流施設、生きがいセンター、農家高齢者創作館及び雪っこトンネルの管理に関する経費が主な内訳となっております。

15から18ページを御覧ください。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、有害鳥獣対策、車両の管理と管理費、各種団体等の負担金等に関わる支出となっております。

17から20ページを御覧ください。2目林業振興費は、12節委託料、林道橋定期点検業務委託料207万9,000円、林道維持管理費のほか、木育イベント開催業務委託料76万3,400円、18節負担金、補助及び交付金、民有林環境保全整備事業費補助金347万3,599円などが主な内訳となっております。

19から20ページを御覧ください。3目造林事業費は、12節委託料、森林病害虫防除業務委託料173万2,554円、町有林等整備業務委託料が433万9,129円となっております。

次に、4目林業者施設費は、主に志賀来地区生活環境保全林等の管理委託費となっております。

11款 1項農林水産施設災害復旧費、1目農林

水産施設災害復旧費については、農業用施設及び町有林道に係る災害復旧に係る支出でございます。10節需用費の修繕料ですが、主な内訳として、太田頭首工護岸応急復旧工事304万9,090円及び570万5,810円、これについては繰越明許費となっています。それから、間木野隧道崩落に伴う仮設ポンプ設置工事214万5,000円、その他農業施設及び林道施設修繕費用となっております。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。抜粋資料の冒頭1から4ページを御覧ください。17款県支出金は、各事業の県負担分となっております。2項県補助金、経営所得安定対策等推進事業費304万3,000円、地域計画策定推進緊急対策事業費260万5,440円、中山間地域等直接支払交付金8,226万2,666円、多面的機能支払交付金7,130万8,964円、農地中間管理事業等促進関連事業費1,197万3,600円、森林整備事業費285万2,838円となっております。

18款財産収入、立木売払収入55万5,500円ですが、町有林の伐採に伴う収入となっております。

22款諸収入、3項貸付金元利収入、3目農林水産業費貸付金元利収入の100万円は、森林組合への貸付金が返還されたものでございます。

以上で農林課、令和6年度決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 農林課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7から8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 6の1の3の4ですか、共済費ですか

ども、不用額が46万9,819円ございますけれども、内容をお知らせください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

不用額、共済費について46万9,819円についてですけれども、不用額46万9,819円の内訳でございますが、地域おこし協力隊2名に係る共済関係の残額32万14円と農業担い手支援員1名に係る共済費7万3,907円、それから農業農村政策調整官1名に係る共済費8,007円となります。金額の大きい地域おこし協力隊については、継続して採用について検討をしておったということもありまして、そのままの残額として残っておりますのでございます。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 予定していた方が途中で地域おこし協力隊から離れたということですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えします。

年度途中に地域おこし協力隊から離れたのではなくて、新たに入る方というのも検討していたものですから、ただその分は結局は入らなかったのですけれども、そういったものになります。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 続いて、10節の需用費の不用額108万8,482円の内容についてお知らせください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

需用費についてですけれども、こちらについては、一般的な事務費の関係、こちらが5,160円、そして生産調整関係の事務費について、こちらが3万888円、そして協力隊の関係、これが25万8,200円、あとは農業経営基盤強化事業の残金が4万1,354円、そして6次産業の事業の分が4,860円、それから地域計画の関係の残金が1万円となっております。

あと、残りの73万8,000円についてですけれども、こちらは備考欄のほうに記載はないのですけれども、令和5年度から令和6年度に繰り越したものになります。繰り越した理由というのが、農業振興地域計画というのがあるのですけれども、農振計画と別名言いますけれども、そちらが本来であれば県のほうで令和5年に終了するはずだったのですけれども、いろいろな事情がありまして、結局令和6年度にも終わらなかつたのですけれども、令和7年度中に終わる見込みで今進んでおります。その分の計画書の印刷代金ということで、令和5年から令和6年に対して繰り越して、さらに6年度でも結果的に計画がまだ出来上がってないということで、その分については使われなかつたということで、不用額として残つておるというものになります。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、一番上の事務員の294万2,498円は地域計画策定事業の事務員への報酬だと思って、この地域計画策定事業についてお伺いします。

地域計画策定業務を令和6年に行ったということで、いわゆる10年後農地を誰が管理するかということの地図を作成したということだと思いますのですけれども、決まっていない場合は空白、白い農地ということになるというふうになっていますけれども、決まらなかつたその白い農地は、計画策定した結果どの程度あったのかについてお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 地域計画についてお答えをしたいと思います。

地域計画については、農業の担い手、農地の所有者、関係機関などの地域の関係者が集まり、地域の農業が将来どのように営まれていくべきかを話し合い、その将来像を明文化した将来設計図でございます。高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大といった地域の課題を解決

し、農地の効率的な利用と地域農業の持続的な発展を目指して、おおむね10年後の農地利用の目標地図を作成します。

また、目的としては、地域の農業の将来像を明確化し、10年後を見据えた地域の農業のあり方を具体的に定めるとなっております。農地の効率的かつ総合的な利用を促進し、利用されなくなった農地を担い手などが有効利用できるよう、農地の集約化や集積化の方向性を話し合い、明確化するとなっていました。地域が一体となって課題解決に取り組み、地域が抱える問題や課題を共有し具体的な対策を講じることで、地域ぐるみでの問題解決と農業の持続性を図るものになっております。担い手の育成と農地の継承を支援し、農業者が減る中で、次世代の担い手にスムーズに農地が引き継がれるよう農地の利用計画を立てるとなっています。

本町では、令和6年度に地域計画を策定いたしました。地域計画区域内の農地面積については、合計で3,185ヘクタールとなっております。そのうち、10年後の担い手が不在と判断される通称白地の農地については、591ヘクタールとなっております。全国の平均が約30%、岩手県の平均は43%のところ、本町は今のところ27.1%の農地について、耕作が不能となる可能性を秘めていることになります。このことを踏まえまして、今後も地域として維持が可能と考えられる農地と、逆になかなか維持が難しい農地の取扱いについて、地域住民の意向と持続可能な農地のあり方を基に調整していくことが必要であると認識しております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 白地について担当課としてもということですけれども、これは基本的に何年かごとに見直しなのでしょうけれども、特に白地については担当課として、毎年その地域に入って、今後の後継者を見つけていくというような指導、助言をしていくことなのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

地域計画については、当然毎年見直しをしていくということになっております。この計画については、地元、地域の農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さん、この方々を中心として今回も、令和6年度についても策定にこぎ着けたというものになっております。ですので、今後も農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと一緒に、町も一緒になって、農地のあり方と、それから現状を把握していくかなければならないと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 確認なのですが、白地と表示されている、今は耕作放棄地という考え方とは違うというふうに思っていいのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

耕作放棄地というものではないです。単純に次やる人が、10年後がちょっと不明確な状態ということになっておりました。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 今のことについては理解しました。

では、同じページ、大根の一本漬加工製造支援ということで590万出しているのですけれども、昨年度はこれはなかったと思うのですけれども、何か新しくということの予算、決算だったのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

大根の一本漬けの予算については598万700円ですけれども、こちらについては食品衛生法の関係で、結局ある程度の施設、設備がないと事業を継続できなくなるというようなことが令和5年に法改正がありまして、それに対応するための予算ということですので、前年度はございませんし、令和7年度もないものになります。

令和6年度だけのものになります。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 590万でその施設整備はまず全てできたということなのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 これについては、西和賀産業公社さんのはうでその体制を全てつくって、大根の一本漬けの生産をしているということになります。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 今的一本漬けの話に関連してなのですが、それとも、食品衛生法の改正があつて、いろいろとそれまで作っていたのが作れなくなったという話が全国的にありましたけれども、うちの町の場合、この一本漬けのほかに何か対応しなければいけない、それに関して町のはうで何か補助をすべきだみたいな、そういう話というのはなかったでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 大根一本漬けの加工製造支援補助金のことについてでございます。食品衛生法改正に関して、他に町内業者への影響についてということですけれども、ちょっと制度の、制度というか、法改正の部分をご説明しますけれども、改正食品衛生法は令和3年6月に施行され、それに対する準備対応期間として令和6年5月まで経過措置が取られました。改正当時全国的な話題になったと記憶しておりますが、本町においてもワラビの水煮や大根の一本漬け等が対象となるため、その対応について相談を受けた経緯がございます。その後、岩手県中部保健所による管内事業者への説明会や相談会が開催され、事業者それぞれにおいて、営業許可や届出の対応がなされたものと理解しております。

西和賀産業公社の大根一本漬加工製造事業は、平成20年から地元生産農家をはじめ、農業改良普及センター、花巻農協、岩手県工業技術センターなどの協力を得ながら、大根の契約栽

培から一本漬けの加工、販売を一貫して行ってきた事業でございまして、町外においても高い知名度を誇っております。伝統食として作り継がれ、これを商品化したものであり、冬季限定の特産品として注目を集めている商品でございます。文化や歴史、商品開発に込められたストーリーなど、町の魅力ある特産品、大根の一本漬けの製造継続について支援が必要と町では判断したものでございます。

今回の改正食品衛生法により、町内においても漬物類の製造をやめた方もいるやに聞いております。一概に法改正だけが理由ではなく、扱い手の確保の問題であつたり、原料の確保の問題であつたりと、おやめになった理由についてはそれぞれの事情があったようでございます。

今回の大根一本漬けの補助金については、いずれ西和賀産業公社さんに対しては行ったというものになっておりました。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11、12ページ、ありませんか。

刈田敏委員。

11番 12ページですけれども、附属資料の92ページの総合花卉産地づくりについてちょっとお伺いします。

総合花卉産地づくりの予算に関して、令和6年度、この数字、花卉に関しては、西和賀町にとっては非常に有望な種目としてちょっと今思っているところでありますけれども、令和6年度に関してこの予算が妥当だったのか、多かったのか、少なかったのか、その辺を踏まえて状況をお伺いします。

加えて、93ページに関しては、花卉出荷資材費補助ということでゼロ円、これに関して岩手県の事業に採択されたということありますけれども、この事業というはどういうもので、今後もあるものなのか、その辺も加えて質問します。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

決算附属資料92ページの上段の総合花卉産地づくり推進事業についてでございますけれども、こちらについては農協さんと、それからあと生産者さんともいろいろと相談しながら予算をつけておるものでございます。妥当性を言われれば、これは当然かなり妥当な数字ではないかなと私は思っておりました。県内でも高いほうの、これだけの補助をしているというのは、決して低くはない状況と認識しておるところでございます。

花の出荷についても、昨年度も規模の大きな農家の方々については、1,000万を超えるような収入を得ている花卉の農家さんもおられますので、今後もこの事業については、予算によりますけれども、継続していければと考えてきました。

それから、93ページの上段の花卉出荷資材費補助事業の町からの補助金の支出が不要となった部分についてですけれども、こちらについてはたまたまというか、全農のほうで事業化が年度中に行われまして、向こうの全農さんの予算の都合だと思うのですけれども、ここ 부분については全農のほうでお金を出すことが可能になったということが年度中にありますと、そうであれば、そちらから出していただいたほうが町としても助かるなということで、一旦出してもらってあります。

ただ、これについては、事業自体は当然継続します。継続しますけれども、また全農さんのほうから何らかの支援があるかは、これはちょっと分からぬ。今の段階では分からぬような状況になっていますが、町としては予算化をしているというものになります。

以上です。

委員長 刈田委員。

11番 花卉に関しては、やはり伸び代があるのだと思います。予算的にいろいろ協議した中で

の予算繰りだと思うのですけれども、可能性としては、やっぱりここ伸ばすために予算も増やしていくような考え方というのはお持ちなのかお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

幾らでも出せればいいわけですけれども、その部分については予算の都合もありますので、幾らでもということにはなりませんけれども、いかに効果的な予算の執行ができるかということについては、やっぱり生産者の方々の意向とか、そういうものを把握しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 りんどう独自品種開発事業についてですけれども、このとおり気象変動がかなり激しくなる中で、品種の確保、維持はますます重要になってくると思いますけれども、令和6年の事業での実績について示せるものがあったらお知らせください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

リンドウの独自品種の開発については、西和賀農業振興センター、こちらが担って、独自品種を開発しているものになります。昨今の気象の変化もございまして、お盆とか彼岸とかの需要期にぴったりと当てるということがこれから重要になってまいりますので、そういうことも含め、それからあと市場でいろいろなニーズが出ておりますので、そういうものに合わせられるような形での独自品種開発を進めなければと、農業振興センターのほうとは話をしているところでございました。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 別件になりますけれども、農地集積協力金ということで、ここでは地域集積協力金が946万5,600円ということで示されております。

附属資料でいうと97ページになるかと思います。詳しく書いておりますが、これ継続事業で、前年実績のほうがゼロで、今回は経営転換も合わせて1,197万4,000円の実績が見られたと。さらに、これは多分継続になってくるのだと思いますけれども、事業の実績詳細と今後の展開の見込みについてお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 地域集積協力金、あとそれから集約化奨励金、この部分についてですけれども、地域集積協力金946万5,600円については、弁天地区営農組合さんが行った事業になります。2,784アール、27町歩ぐらいになりますけれども、こちら中間管理機構として進めた事業ということで、弁天地区的営農組合さんのほうにお支払いさせていただいておるというものになります。

あとそれから、集約化奨励金の250万8,000円でございますけれども、こちらが団地化をした場合にいただけるお金でして、こちらも弁天地区営農組合さんということで、面積については836アールということになっておりました。

以上でございます。

委員長 真嶋委員。

2番 ありがとうございます。6年度を踏まえて、その後展開の見込み等々はございますでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えします。

こういったところがどんどん出てくれるのを私も願っているのですけれども、残念ながら今のところはお手を挙げているところはないということでございます。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 私からは、西わらび生産拡大事業費補助金、それから西和賀わらび生産販売ネットワーク補助金についてです。附属資料だと96ページの上段、下段になっています。それぞれの事業でいろいろ取り組まれているとは思いますけれ

ども、その中に販路の拡大とかブランド化というの費用も含まれているようですが、売り先の確保とか生産者の利益率向上という点が十分かどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。というのも、以前ワラビが余っているような状態といいますか、売り先がないまま保存されているような状態だったり、生産者から、その後出荷できる規格が変わったことによる戸惑いなどもあったためです。お願いします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

西わらび生産拡大事業費補助金、そして西和賀わらび生産販売ネットワーク補助金に関連して、売り先の確保、生産者の利益向上のご質問だと思います。ワラビ生産者からのワラビの出荷先については、株式会社西和賀産業公社において、西和賀わらび生産販売ネットワークが定める規格を満たす基準であれば、全量を買取りしているというものになります。また、独自に産地直売所、一般の店舗等に出荷する例もありますが、西わらびは令和6年1月に地理的表示保護制度、G Iに登録されたことから、西わらびとして独自に出荷される場合には、西和賀わらび生産販売ネットワーク会員になった上で、同組織が定める規格を満たしたものについて生産者が責任を持って出荷し、出荷伝票の5年間保存など、厳格な出荷管理が求められています。このことを念頭に置き、株式会社西和賀産業公社と連携しながら、西わらびの認知度向上と多様な売り先確保に現在も努めておるものでございます。

西わらびの利益率の向上についてですけれども、西わらびの栽培に関しては、圃場整備やポット苗購入費助成といった西わらび生産拡大事業による栽培支援や、水田活用交付金などの助成金を見込めることから、算出される利益率については適切な経営判断が難しいのが現実でございます。

しかしながら、他の農産物と比較すると、経

費として上げられるのは、ほとんど堆肥等に係る部分が主な経費となり、例えば収穫量10アルル当たり平均200キログラムで計算すると、売上げが大体13万円ほどになるのですが、堆肥代が平均1万5,000円と、その他経費5,000円と見てみると、約8から9割程度の利益率にはなると考えられます。ただし、ワラビは収穫期間が1か月ほどと短く、それから実際に収穫できる面積も限られておりますので、なかなか主たる経営作目というよりは、農作業の空いた時間等を活用して得られる副収入としての位置づけであると考えております。

しかしながら、西わらびは、ワラビポット苗の提供や出荷先、特産品としてのブランド価値も確立されており、栽培に取り組みやすい環境が整っていると思われます。一般的な農産物同様に、生産コストの最適化と高付加価値化、販路拡大への取組などにより、休耕田などの農地を活用し、初期コストを抑えつつ栽培を始められることや、現在の主流である黒ワラビ系統は、西わらびの規格に合致し、栽培も比較的容易であることから、生産者の意欲的な栽培と収穫により、所得の向上につながるものと考えております。

町としましても、西和賀わらび生産販売ネットワークや株式会社西和賀産業公社など、関係機関と連携して、西わらびのPR、栽培面積維持に向けた取組により、栽培農家を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。今答弁の中で、高付加価値化という話が出てきましたけれども、西わらびに関して言えば、G Iも取ったわけで、ブランドとしてというか、単純な食べ物というか、物として捉えたときに、物としての水準というのがかなりのところに来ているのかなと思うのですが、ここから先さらに、今のお話だと、農家が作ったものを産業公社に出して、産業公

社からまたお客さんに売るというのがメインなわけですけれども、産業公社からお客さんに売るというところに、単純な物の品質ということではない高付加価値化という視点が必要になってくるのかなというふうに思います。

ほかの農作物にしてもそうですけれども、ワラビをただ単に食べてもらうとか、ワラビをこちらから発送して食べてもらう、買ってもらうというだけではなく、町に来てもらうとか、そういういった取組ということをワラビに関してもいろいろとやっていかなければいけないのかなというふうに思っていて、このワラビに関する事業、今後も継続されていきますけれども、何かこれまでと違う軸での高付加価値化とか、そういうことに取り組むような計画というのは今のところあるのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

具体的な高付加価値化となると、なかなか具体的なものが今ちょっと発言できるものがないのですけれども、ただ単純に農家から産業公社に行って、産業公社から売りに出しているというような委員のご指摘ですけれども、そのとおりなわけで、そこをネットの世界というか、ふるさと納税とか、あとはユキノチカラ等のブランドとか、そういうものをほかの農産物とともに一緒に外のほうに発信して展開していかなければ、今後はやっぱり進んでいかないのかなというふうに感じております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私から、このページでもう一点。

銀河のしづく産地化推進事業費補助金ということで、附属資料では94ページだと思います。銀河のしづくは、今までの主力でしたあきたこまちに比べて作りやすいというふうに言われています。反面、やっぱり肥料を多く使わなければ収量も取れないというようなことでのケイ酸資材の助成ということだったと思うのですけれ

ども、これについて担当課として、どのような効果があったのか、なかなか数値的にというのは難しいかもしれないのですけれども、現場の声等々の中でどのような効果が得られたというふうに検証しているのかお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 銀河のしづく産地化推進事業についてでございます。こちらについては、まず県のオリジナル水稻品種ということで銀河のしづくということで、西和賀町のほうでも、県の指導もあってですけれども、今後産地化を目指して進めているというものになります。作っている方もどんどん増えております。附属資料のとおり、48戸、103ヘクタールということになっておりました。

ケイ酸資材については、いずれ土づくりに必要な資材ということで、少しでもそういった産地化を進めていく上で、農業者の方の負担をまず減らしながら、増やしていきたいと考えた中でのケイ酸資材の助成ということになっております。農家さんのほうからも、特段ケイ酸入れたからどうということは特にないのですけれども、今年のようなこういう天候だと、またどのような結果になるかはちょっと心配なところはありますが、基本的には土づくりに使われて、利用していただいていると思いますので、今後の継続についても今後も検討していきたいと考えておりました。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 今課長言われたように、ケイ酸の効果というのは速効性はないと思いますけれども、一応資料を見ますと、継続となっております。面積は、今後とも増えると思うのですけれども、予算とかの関係もあると思うのですけれども、土づくりという点で、今後ともこういう助成は行っていくというようなことで今検討されているのかお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

いずれ産地として確立されれば、そのときがまずゴールなのかなとは思っているのですけれども、それまではできればやっぱり継続していくたいと。金額については、金額というか、予算になりますので、必ずやりますとはちょっと言えないのですけれども、そのような形で検討はしていきたいと考えておりました。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13、14ページ、ありませんか。

真嶋委員。

2番 13節の使用料及び賃借料について、40万4,405円の不用額が出ておりますけれども、主要な要因をお知らせください。

委員長 農林課長。

農林課長 40万4,405円の部分の、農地費に関してですけれども、農地費の使用料及び賃借料の不用額の部分についてでございます。こちらにつきましては、事務費的な部分について10万4,005円ということで、それから重機借り上げ部分について29万8,000円、それから中山間地域等直接支払交付金分で600円、多面的事業で800円、それから川舟の補助整備の事務費の関係で1,000円ということになっておりました。大きな部分、29万8,000円の重機借り上げの部分についてですけれども、こちらについては基本的に、災害というか、農地、それから農道等、何らかの修繕等、年度内に起こることがあるということもありますので、取りあえず置いておいたのですけれども、幸いながら使用されなかったというものになっておりました。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、有害鳥獣駆除業務委託料、附属の104ページになるのではないかと思うのですけれども、近年非常に鳥獣被害が増えております。西和賀獣友会の活動の支援ということも含まれていると思うのですけれども、獣友会に頼っている部分が非常に多くて、獣友会の方々も要請があれば出なければいけないということで、活動量が増えていると思うのですけれども、この委託料金の中で、獣友会さんの方々からはなかなか今のままでは活動できないとか、そういうような話が出ていないのかについてお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 有害鳥獣駆除業務委託料に関連しての獣友会さんとの関係になりますけれども、委員ご指摘のとおり、獣友会さんに、今年度もそうなのですけれども、委託をして、有害鳥獣駆除活動を行っております。昨年度は全くそういったのが、そういった活動をほとんどしなくても大丈夫なくらいだったのですけれども、今年はもう連日のように役場のほうにも住民の方から電話が来ていると。担当のほうもほとんど土日も出ているような状態で、パトロールをしたり、それからあと対応のほうをさせていただいておるところでございます。

委託料については、そういった活動以外にも様々なものがあるのですけれども、そういったものを含めた形で計算をして、お出しをさせていただきました。基本的に金額については、算出根拠からいくと、委託料の範囲内で何とか収まっていると思っております。ただ、やはり一番の問題は、人的問題になってきます、担い手ですね。獣友会さん自体の会員数も非常に減っているというような状況がございますので、やはりハンターを今後増やしていくとか、あとはいろいろな、なかなか難しいのですけれども、解決策を考えいかなければならぬというふうに町のほうでも認識しておるところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 今おっしゃられたように、なかなか人が増えないということで、狩猟免許を取る場合に補助金を出しておりますけれども、この補助を受けて資格を取った方、基本的には獣友会のほうに入って活動をしているという状況なのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

狩猟免許取得補助金に関連したと思いますけれども、いずれ町からのこういった補助金については、当然有害鳥獣駆除活動に携わっていただと、鳥獣被害対策実施隊という、町で委嘱をしておることになるのですけれども、そちらに入っていただけます。それイコール獣友会に入って実施隊に入るということを条件としての補助になっておりますので、そういった方々に交付しているというものになります。

以上です。

委員長 刈田委員。

11番 多面的機能支払交付金についてお伺いします。

附属資料の103ページでありますけれども、非常にこの交付金、有効に使えるということでありますけれども、令和5年に比べ令和6年はどういう状況であったのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

委員長 農林課長。

農林課長 多面的機能支払交付金についてでございます。こちらの事業については、令和5年と比較して、協定数が1組織減少しております。いずれこの交付金については、例えば今回のようない水不足の場合であったりとか、逆に雨が降ってといった場合について、地域のほうでも、ふだんの維持活動もそうですけれども、そういったときにも、そういった有事の際にも地域活動をするための資金として活用していただいているものと認識しております。

以上です。

委員長 剱田委員。

1 1番 その1組織が減ったということあります。その要因としては、どういうことがあったのかということ。それから、多面的機能ということは、洪水防止であったり、生態系とか、自然、景観の形成とか、いろいろ使えるということで、大変有効な交付金だと思いますけれども、西和賀町内としては主に草刈りとか、そういうのが多いのか、その辺も含めてお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

1組織が終了されたということについてですけれども、これは構成員の減少、高齢化、そういったものが原因で、やはりなかなかちょっと続けることができないということで終了されたというふうに聞いております。

あと、多面的交付金については、やはり草刈り等がまず一番使われているのではなかろうかと思いますけれども、そのほかに水路補修とか農道補修とか、そういったものにも使われております。先ほども申し上げたとおり、災害についても活用していただくということになりますけれども、いずれその使い方について拡大解釈してしまうとなかなか厳しいところが、後から大変になりますので、分からぬときには町のほうに聞いていただいて、指導を仰いでから使っていただいたほうが間違いはないかなと思っておりました。

以上です。

委員長 剱田委員。

1 1番 なかなか高齢化と人員が少なくなるということで、問題で指摘されているのは、やっぱり担い手不足、高齢化が進んでいるということと、事務作業が大変だということ、それからあと非農家の理解不足というのが挙げられているわけですけれども、このことに関して、何か町としては対策だったり考え方とかあれば、それ

をお聞きしたいと思います。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

残念ながら、その1組織が終了されてしまったということで、そういったところ、これからもどうしても出てくるのではないかと危惧はしておりますところでございます。いずれ地域のことになりますので、第一には、やっぱり地域の方々にある程度頑張っていかなければならないというのが大前提になってくると思います。あとは、先ほど別の答弁でもしましたけれども、残すべき土地と、それからやはりどうしても手をかけるのがまた難しい土地、人口どんどん減っていきますので、そういったところをきちんと線を引いて、線引きをして維持していくと。全部を全部守っていくというのが一番理想ではあるのですけれども、なかなかそうはいかない現実がございますので、そういったところを地域とともに町のほうも考えていかなければならぬと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 18ページの森林環境教育についてお願いします。

附属資料の105ページにも説明があって、森林環境教育事業の実施、小中高でというふうにありますが、実施した内容と、それをどう評価するかについてお願いします。

委員長 農林課長。

農林課長 森のサイクル普及啓発プロジェクトについてということで、実績についてどう評価するのかということのご質問だと思います。森のサイクル普及啓発プロジェクト事業は、町の面積の9割が森林である当町において、その森林がもたらす様々な役割を内外に普及啓発するこ

とを目的としております。このことから、町内の中高の児童生徒に対して、森林環境教育という観点で重点的な普及啓発を行い、森林、林業に対する理解を深めるための取組を継続して実施しております。

小学校では、5年生の社会科の教科書に森林の役割や林業が取り上げられていることから、教科書の内容の理解を深めるよう、外部講師による講義や、森林や樹木に親しむ体験活動などに取り組んでおります。中学校でも、植林体験や町内の木材加工利用施設の見学などを通じて、森林の果たす役割について考える取組を実施しております。

こうした小中学校に対する取組の結果、県立西和賀高校においても森林環境教育の実施の要望があったことから、令和6年度から1学年の生徒を対象に、岩手大学農学部の教授による講義や、森林観察や木材加工施設の見学などを実施し、森林の果たす役割だけでなく、林業や木材利用という職業についても意識されるよう取組を進めております。

森林環境教育の事業と併せて、一般向けの普及啓発の取組として、令和5年度からにしわがウッドライフフェスを開催し、町内の森林組合や木工作家の出展のほか、ツリークライミングや木のおもちゃ体験などを通じて、樹木や木材に親しむ機会を提供させていただいております。このことを踏まえ、今後も体験や出展内容を工夫しながら取り組んでまいりたいと思います。木が持つ役割や歴史、そして木に親しむことで生まれる安心感を体験することにより、今後の森林に対する意識や林業に対する理解につながっていくものになると考えておりました。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 丁寧な説明ありがとうございます。教科書ですとか、学校との連携があって、そして高校にも広がってということで、内容が年々充実してきているのを感じました。子供たちや学校

のほうでの反応はいかがでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えします。

この事業、特に森林環境教育については、後で感想文というか、そういったものを書いていただいておりました。子供たちの感想も、一人一人、私も全部読みましたけれども、とても勉強になったと、こういったことは全然体験もしたこともなかったし、教科書に載っている分は載っているのですけれども、そうではない、実際にこの触れたりですとか、その仕事をしている方のお話を聞いたり、やっているところを見るというのがすごくよかったですと、先生方からもすごく好評ですし、子供たちからもとてもよかったですという感想をいただいているところでございます。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 そういった評価を受けて、今後も実施の方向ということでおよろしいですか。

委員長 農林課長。

農林課長 担当課としては、続けてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 民有林のことについてお尋ねします。

次、ページが進んだ後に、今度町有林の話も、また似たようなことをお聞きするかと思うのですけれども。民有林の整備に関して、いろいろと補助事業としてお金を出していますけれども、民有林を今後も継続して使っていくようにするためにには、やっぱり木を有効に使っていかないと認識しています。そのためには、燃料にするとかもうですけれども、木を加工して何かに使って、それが高付加価値につながるようなという道筋なのかなと思っています。現状、町から出た木というのがどのように使われているかということと、それから高付加価値化できそうな見通しがあるかということをお尋

ねします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

町産木材はどのように活用されているのか、町産材に付加価値はあるかということだと思いますけれども、町内では年間で国有林から3万立方、民有林から1万立方余りの木材が生産されております。木材は用途別に、製材用のA材、合板用のB材、チップ用のC材に大別されますが、町内には森林組合以外に木材加工施設がなく、A材は零石町をはじめとする県内、あるいは能代市や山形県の製材工場に、B材は北上市西工業団地の合板工場に、C材については石巻の製紙工場に運搬され、活用されております。そのうち、A、B、CのC材の一部については、森林組合で燃料チップに加工され、西和賀さわうち病院のチップボイラーや零石町のボイラー施設で利用をされておるということになります。

近年木材加工施設は、競争力を高めるため大規模化し、広域から原料となる丸太を収集していますが、当町から生産される杉丸太はカミキリムシによる虫食いの欠点が少ないとから、非常に評価されております。当町の森林蓄積からすると、現状の伐採量に比べ、資源量はかなり余裕があることから、今後さらに素材生産の拡大に取り組んでいくものと考えられます。

その一方で、国内の木材需要は、住宅着工数の伸び悩みから減少傾向にありますが、木材のエネルギー利用である木質バイオマス発電用の木材については増加傾向にあります。隣接する横手市においても、木質バイオマス発電施設が建設中のことです。

本町の事業体では、これまで燃料チップを供給してきた実績から、こうした強みを生かした燃料チップ供給により、町内の木材需要を拡大していく取組を進めていけるものと考えております。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。今お答えいただいた内容としては、非常に未来に希望が持てる内容かなと思うのですけれども、一方で民有林、今後も、民有林に限らずですけれども、林業とか木材加工とかということを考えたときに、今地域おこし協力隊の方で森林組合で勤めていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、なかなか人の問題があると思います。

それからもう一つは、今町の杉の品質が高いというふうにおっしゃっていましたけれども、それが知られているかどうかというところなのかなと。木を使っていこうと思ったときに、やっぱりいろいろとさらに考えなければいけないことがあるのかなと思っていまして、さっきの西わらびの話とも重なる部分がありますけれども、町として今後木資源をどうしていくか、林業をどうしていくかということ、大きな話に手をつけていかないといけないのでないかなと思っています。例えば有名なところですと、百年の森林構想とかというようなのを自治体でつくっていたりするようなところもありますけれども、これまで民有林、それから町有林についていろいろと事業されてきていますけれども、そういった構想とか、ブランド化に向けてということ、何か今のところ計画されているものはありますでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

木の付加価値をつけて、どんどん売り込んでいくということについてだと思うのですけれども、いずれ先ほど私申したとおり、西和賀の木材については、ほかに比べても品質が悪くないというふうなことで、このことについては林業事業体というか、林業関係者の中では当然知られていることになります。ただ、それを具体的にブランド化して、先ほど委員がおっしゃったような百年の森林構想というところまでの計画が今あるかと言われれば、そこまではないのですけれども、ただ町としては、公共建築物に

ついてはなるべく木造でやっていくとか、そういったことの要綱というか決まりもつくっておりました。ただ、財源というか財政の関係もありますので、そこは一概に必ずそれができるとはいいかないのですけれども、いずれ5年ごとの地域森林計画、そういう計画もございますので、そういうものの中に町内の民有林の利用について、国有林については国で定めますので、民有林の活用について計画を、林業事業体とも連携しながら作成して、それに取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 20ページの町有林等整備事業ということで、附属資料だと106ページですか、附属資料のほうにも記載がありますけれども、どういった内容のことを行われたか、今後どういった展開になるかということをちょっと改めてお聞きます。

委員長 農林課長。

農林課長 町有林の整備事業の関係ということで、これについては、先ほどもお話ししたような森林計画に基づいて、町の町有林1,400ヘクタール、全部でそのぐらいあるわけですけれども、そちらの活用について計画を立てて、毎年実施をしているというものになります。

事業については、皆伐してしまえば、そこは新植ということで、まず植える。そして、その次には、植えた後には必ず下刈りというものを何年か、2年なり3年なり行わなければならないです、場所によって、やる回数はちょっと変わってきますけれども。その後、今度は除伐、そして大きくなってくれれば間伐と。そして、最

後はまた主伐、そしてまた切って、植えていくと。先ほどの森のサイクルではないですけれども、そのようなことをまず繰り返していくというものになっております。

いずれ町の資源でございますので、あとは町の林業事業体の仕事にもなるというところの面もございます。それを活用しながら、できれば歳入で木の売払い収入を得ながら、これは今後も経営してまいりという予定でございました。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 先ほどの民有林のところだと、事業の中に民有林用の木の切り出し用の林道の整備費用なども計上されていたかと思いますけれども、町有林に関して道の整備とか、そういうちょっと大がかりなことといいますか、そういうのをされる計画とか、やらなければいけないなというような認識とかというののは今のところあるのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 林道関係の今後の展開というか、予定ということでございますけれども、林道については、町内に30路線ほどの林道がございます。昨今の大雨被害、これが、大雨が来ると、林道はもう、ちょっと川になってしまいうような状態になってしまいますので、非常にその修繕には多額の費用がかかるということで、最近はあまり大きな災害というのは、西和賀はたまたまないのですけれども、今後はどのようになってくるか分からないので、それはそれなりに対応していかなければならぬということになっております。

あと、現段階で新設の、新しく林道を造るといった計画は、今のところはまずない予定でございます。ただ、今後民有林等々活用していく上で、どうしてもここは道路が必要だというふうに判断されれば、そこはやはり林道を作設して、活用していかなければならぬとは考えておりました。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで農林課が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、農業委員会の審査を行います。農業委員会が所管するのは6款農林水産業費であります。

農業委員会事務局長より決算の概要説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 着座にてご説明します。農業委員会です。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算概要について説明いたします。歳出抜粋資料の3から6ページを御覧ください。ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回開催される農業委員会総会と、農業委員、農地利用最適化推進委員合同の全体会議、農地を有効に活用するための農地の利用調整でございます。したがいまして、毎年の決算も大きな変動はございません。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費については、主に職員の給料、職員手当等のほか、農業委員及び農地利用最適化推進委員に係る費用と、農地事務におけるシステム利用料についての支出となっております。

歳入は、それに付随した補助金となっております。

以上、農業委員会の令和6年度決算の概要について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。農業委員会については、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

中村委員。

4番 附属資料の205ページに農業委員会の活動状況というのがあります。農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されているかと思いますけれども、活動の中で遊休農地の防止についての取組をされていると思いますけれども、どのような取組、活動をされているのかお伺いしてよろしいですか。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 農業委員会、農業委員、それから農地利用最適化推進委員に係る農地の状況の把握ということになると思います。農業委員、農地利用最適化推進委員さんについては、各地域から選出されて、委員をお願いしているという状況にございます。

農地のパトロールについては、委員さん方のまず一番のお仕事になっているということでございました。耕作がなかなか行き届いていない農地とか、あとはもう既に原野化しているような土地とか、そういった土地について、委員さんがどうするというわけではないのですけれども、事務局のほうにこういった土地があるよということでご報告をいただくことが多々ございます。もう農地としては本当に全然機能しないというような土地については、例えば非農地化してしまうと。非農地化することによって、農地転用して農地ではなくなるというような手続をする場合もございます。あとは、例えば農業委員さんの方から農地の利用者の方に対して、ちょっとご相談をいただいて、それに対してこうしたほうがいいのだよというようなアドバイスをするような場合もございます。というふうな形で、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんについては、農地のパトロール

をしていただいているというようなことでございます。

以上です。

委員長 中村委員。

4番 ありがとうございます。そうすると、その取組としては、パトロールして、農地の状況を確認して、荒れ地になっているところに関しては転用、いわゆる利用状況の調査などをしながら非農地判断をされて、それで農地として機能できないなというときには転用を勧められているという理解でよかったです。

その転用に関しては、その後、転用した後どのように活用するかですか、そういうアドバイスというものはされているのでしょうか。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えしたいと思います。

いわゆる農地という地目のままで、農地とはもう完全に認められないような場所をそのままにしておくというのは、そもそも登記上うまくないことになりますので、そこはやっぱり転用されて、転用されるというか、非農地化することをお勧めはしている状況にございます。

そこのそういった形の中で、その後どうしていくかということについては、相談されれば、当然そこの土地が荒れる場合もありますし、かえって何かに活用できる場合もあると思いますので、そういったことの相談は委員さん方で受ける場合もありますし、こちらに相談が来る場合もあります。ただ、それに対して必ず有効な活用策があるかとなると、なかなかそこはまた難しい問題になりますけれども、いずれまず地域の方々と連携しながら、そういう土地については守るなり、先ほどの地域計画の答弁のときにもお話ししましたけれども、守っていくべき土地と、それからなかなか手をかけられない土地というのは地域の中でもやはり考えていただいて、今後継続して土地をそのまま、土地は残っていきますので、管理していただいてくださいのかなと考えておりました。

以上です。

委員長 中村委員。

4番 高齢者の所有者ですと、若い方とか、ネットをよく使われる方は、よくネット検索するといろんな情報が出てきますので、こういうふうなものにしてみようかなとかという発想が湧くと思うのですけれども、高齢者になりますと、なかなかそこまでいかずにただ諦めてしまうというか、では誰かに貸したらどうかなと言うと、使ってくれる人がいるといいのだけれどなという話は返ってくるのです。なので、そういった土地をあっせんするようなことを支援したりとか、あとはこういったお花畠にするですか、中には農地を蓮の畠にしている方もいらっしゃいます。ですので、そういう荒れ地にしないような指導といいますか、アドバイスといいますか、そういった指摘、支援ということは考慮されているのでしょうか。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えしたいと思います。

委員さんおっしゃるとおり、高齢者の方とか、高齢者が今50%を超えてるような西和賀町でございますので、やっぱりそういった方々がいらっしゃるのは当然のことです。確かにネットやら何やらをちゃんと検索して、自分で自分の土地をすっかり管理できればいいのではけれども、なかなかそれは難しい話になると思います。

ただ、基本的には、どこまでいっても所有者が責任を持って管理していかなければならないという原則はあるにせよ、そういう相談があれば、町のほうとすればまず相談には当然乗りますので、乗るけれども、なかなか解決には結びつかないかもしれませんけれども、今後は何らかの解決策を一緒になって考えていかなければならぬのだろうなと。あとは、各種中山間の事業とか多面的の事業等もございますので、そういったものも上手に使っていただいて、やはり地域の中でそういった人を助ける取組を続

けていってほしいなど切に願っております。

以上です。

委員長 中村委員に申し上げます。

本特別委員会は、あくまでも前年度の決算を審査する場であります。質疑を聞いてみると、一般質問で行うべき内容と思われますので、この質問を切り上げるか、あるいは次の質問に移ってください。

中村委員。

4番 では、遊休農地の防止といいますか、遊休農地の推移に関する状況というのはお伺いしてもよろしいのでしょうか。

委員長 中村委員、決算書の何ページでしょうか。

4番 附属資料の205ページの中の農業委員会の活動状況というところで、遊休農地の防止がその活動の目的の一つだと思いますので、そういったところからの質問です。もし対象外でしたら取消しいたします。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えしたいと思います。

一応現在、町の認識としては、基本的には遊休農地というのはまず取りあえずないつもりでおりました。ただ、耕作されていない農地というのは、言葉のあれになりますけれども、あると思います。ただ、そういったところについては、先ほどの答弁で申し上げたとおりの形で、パトロールしながら整理できるところはしていくというような形になっておりました。いずれそういったところを農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのお力を借りながら、解消とまではいかなくても整理をしていければと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで農業委員会への質疑をひとまず終了し、次のさわうち病院の審査に移りますが、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前 1時30分	休憩
午後 1時00分	再開

委員長 休憩を解き審査を再会します。

続いて、認定第6号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査に進みます。

病院事務長より決算の概要説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。それでは、西和賀さわうち病院です。どうぞよろしくお願ひします。

早速ですが、令和6年度町立西和賀さわうち病院の事業会計決算に係る説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際に、その概要を説明しておりましたので、説明は概況的な事柄のみとさせていただいて、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、令和6年度の患者動向ですが、議案上程の際にも申し上げましたとおり、入院の延べ患者数は7,717人で、前年度対比5.9%増、病床稼働率は52.9%となりました。しかしながら、目標としていた70%、これには届きませんでした。また、外来患者数につきましても、医科外来は1万9,415人で、前年度対比0.1%の増、歯科につきましても6,346人で、前年度を1.0%上回る結果となっております。

次に、収支でございます。収益的収支における医業収益ですが、入院収益につきましては、患者数の増加により前年度対比で7%の增收となりました。外来収益については、医科、歯科

ともに前年度対比で患者数は微増となったものの、外来全体では前年度対比で4%の減収となっております。この主な理由として考えられるることは、医科外来につきまして、新型コロナ感染症に係る検査あるいは投薬等の減によるものが主な理由と考えております。また、歯科外来につきましては、昨年度より患者さん1人1回当たりの治療でより多くの処置を行うことで、負担の軽減に取り組んでいるところです。金額的には微減しているものの、その成果が継続しているものと認識しております。この結果、医業収益全体では前年度対比で1.8%の増収、金額で996万円余りの増となっております。

決算書の20ページをお開きください。上段の表ですが、こちらが収入に関するものになります。1、医業収益は、先ほどご説明いたしましたとおり、入院収益の増額、その他医業収益においては介護保険収入の増額等により、医業収益合計では5億7,777万1,120円となり、前年度対比で996万円余りの増となっています。2の医業外収益は、他会計補助金とその他医業外収益の増などにより、前年度対比で2,225万円余り増の3億7,185万9,554円となり、事業収入合計で9億4,963万674円の決算額となっております。

下段ですが、事業費用の部分でございますけれども、1の医業費用、(1)、給与費につきましては、医師2名のうち1名は7月採用でございましたが、医師2名、看護師1名の新規採用、あとは会計年度任用職員として給食調理員2名の中途採用を行ったほか、給与改定による給与額の増加、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が開始になったことから、前年度対比で4,542万円余り増となっております。(2)の材料費につきましては、新型コロナウイルス関係の薬品や使用材料等の購入、これが減ったことによりまして251万円余り減。(3)、経費につきましては、委託料のうち維持業務委託料が従事者の賃上げにより増加となっておりますが、

修繕費において医療機器修繕が少なかったことにより減額となっているほか、あと光熱水費においては電気料や水道料等の減額、燃料費においても暖房等燃料費の減額、出張診療費も当直応援が減ったことなどで減額となるなど、前年度対比290万円余り減額となっております。このほか、(4)、減価償却費は、令和4年度に整備いたしました医用画像システム、いわゆるPACSと呼ばれるものになりますが、この償却が開始になったことなどによりまして、1,256万円余り増になっております。(5)の長期前払消費税償却は、87万円余りの減などとなりまして、医業費用は、前年度対比5,107万円余り増となる10億990万5,869円となりました。これに医業外費用2,347万22円を加えました10億3,337万5,891円が事業費用の合計額、決算額であります。

以上により、当該年度の純損失、いわゆる赤字額ですが、8,374万5,217円となりました。医業収益が1,000万円ほど増額となったものの、医業費用では給与費が増となり、前年度に比べ、僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入金を2,900万円余り増額していただいたところですが、収支の改善には至りませんでした。資本的収支の詳細につきましては、決算認定議案の上程の際に説明させていただいたとおりでありますので、割愛させていただきます。

地域医療を担う公立病院の任務を果たすためには、病院機能の維持、特にも専門職員の確保は必然であり、さらにその体制を維持していくためには、先を見越した人材確保が重要な課題であります。本町のような過疎地域では、どうしても採算性の確保や単年度収支の均衡を図ることは容易なことではありませんけれども、幸いにも現在は医師や看護師のほか、専門職の確保がでておりますので、今後も引き続き西和賀さわうち病院経営強化プランに基づきながら、これら医療資源を地域の中で最大限生かし

ていき、適正な収入の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 今病院事務長より説明あったように、令和6年度は、入院、医科外来、歯科外来とともに前年度よりもニーズが増えていると、単年度の赤字ではあるけれども、このように患者数が増えているという、監査報告にもあったのですけれども、企業努力というふうに認められておりました。病院として、入院、外来、歯科外来のニーズが増えたことの要因をどのように捉えているかお伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 患者数の増についてお答えしたいと思いますが、令和6年度におきましては、県からの医師派遣、あとは奨学金養成医師の配置をいただいたほかに、あとは4月からは町の奨学金養成医師が着任したということで、非常勤医師を含めて医師体制が6人と、大変多い人数で診療できたということ、受け入れ態勢が充実していましたことがまず一番の要因かと思っております。

また、先ほど説明申し上げましたように、医療専門職の部分も確保を計画的に行うことができましたし、あと専門外来の部分も令和5年度に変わらず、各病院の先生方から応援をいただいて、継続してできていることということが人数の増加につながっているのではないかというふうに考えております。

医科外来について、収益の部分については、コロナ禍と比較しますと、なかなかやはりちょっと比較が十分にできないところもありますが、現在はコロナのほうも医療法上5類ということ

で分類されておりまし、昨今は病院のほうも診療体制も日常に戻ってきているということもありますので、今後につきましては徐々に、収益のほうも少しづつ上げていければなというふうに思っております。

あと、専門外来でいいますと、まず今年度の部分になりますが、皮膚科を新しく再開するというような計画もしております。ですので、それらをさらに充実させて、町民のニーズに応えて選ばれる病院になるように、引き続き努めていきたいなというふうに思います。

委員長 高橋宏委員。

8番 今事務長からは、医師体制の充実が大きな要因というふうな答弁だったのですけれども、お医者さんが充実しているのはもちろんだと思います。加えて、いわゆる看護師さん含め、ふだんいるスタッフの方々の患者対応という点でも、私は改善されているのではないかという感じがするのですけれども、病院としてそういうふだんの患者さんへの対応、相変わらず予約していても遅いというような声はあるのですけれども、でもそこについてもよく説明しながら行われているのではないかというふうに思うのですけれども、病院全体としてそういう患者対応についての何か対応策を考えてきたのかについて伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 職員の患者対応についてですけれども、過去にも説明したことがあるかと思いますが、院内のほうで患者接遇支援向上委員会という委員会がありますので、病院の病棟と外来のほうにご意見箱みたいなものを置いております。それに投函された内容については、その都度その委員会等で協議して対策を立てておりますし、あと病棟、外来ともに患者満足度調査というのを年1回、2回ほど実施しております。その中で、満足度が低かった部分については、それをパーセントを上げていくためにはということで、同じくその会議等で協議して対応策を立ててい

るという部分になります。

待ち時間については、なかなかドクター、看護師、スタッフとも改善、幾らでも予約時間内にということで頑張ってはおりますが、その方々の、患者さんの状況等にもよりますので、引き続き努力はしていきたいとは思いますが、そのようなことがあるということをちょっとご理解いただければなというふうに思います。

委員長 高橋宏委員。

8番 ほかの点もですけれども、いいでしょうか。

今の点については前にも聞いていますし、あと今事務長が説明されたとおりだと思います。突発的に救急患者が入ることも当然あるでしょうし、これ前にも申し上げたのですけれども、待っている患者さんたちへの説明というのが十分に行われていれば、それは待っている方も十分理解されるのではないかと思いますので、引き続きそういう対応をしていただきたいと思います。

最近小原院長のお話を聞く機会がありまして、コロナ以降病院としては外に出て行くようにということで、訪問の医療、介護を積極的に勧めているというお話を聞きました。病院の経営的にといいますか、そういう面で、外の訪問の医療、看護について経営的にはどのような影響があったのかについて伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 在宅の部分についてになりますけれども、附属資料、業務報告書の4ページ、5ページ目をちょっと御覧いただきたいと思うのですけれども、収入構成の推移という部分で中段ほどになりますが、介護保険という項目がございます。これについては、当院で対応しました介護保険の部分の収益、過去5年間分を計上しているものになりますが、まず令和6年度の金額について見ていただくと、1,000万円ほどとなつてございます。ここ数年で一番多かったというような部分になりますが、収入についても

増えていると。当然利用者も増えてございますし、当院病床が地域包括ケア病床を33床ということで選択しておりますが、いずれその病床については、入院された患者さんをリハビリ等で体力を回復させて、自宅あるいは施設にお戻しするという病床になりますので、その影響もあって、退院された方を十分にまたフォローするというような意味でも、訪問看護のほうが増えているというようなことになっているものでございます。

委員長 刈田委員。

11番 今回資料の附属書類ということで、9ページに、6年度の説明受けたわけですけれども、この中で今後もさらに一定の地域医療の機能を維持していくためには、やっぱり病院事業の経営基盤となる財政状況の健全化が求められるということが書かれています、その中で町の一般会計の現状も非常に厳しいことは言うまでもなくという、この辺のきちっとした町とタイアップした中で、病院、それこそ地域医療、西和賀町の病院を継続していっていただくということは必要ありますけれども、病院経営強化プランで、この中で計画修正等を適正に行いながらという文言がありますけれども、令和6年度においてこの修正等をこれまでの中でチェックというか、どのような改善がなされたのかというあたりがありましたら、その辺を伺いたいと思いますし、いずれ意識的には病院全体が意識を持って、やはり町と一体となっていかなくてはいけないと思いますけれども、その辺、令和6年度どうだったかということをお聞きします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 強化プランの部分の改善ということでご説明したいと思います。

まず、強化プランのほうには様々な対策のほかに、目標指標という部分で掲げている項目が何点かございます。患者数であるとか、病床利用率等については、計画と比較しますと、ちょっとやはりそこまで達していないという現状が

あります。収益の部分についても、当初作成した計画は令和4年度を基準にして策定したものになりますが、4年度というコロナの真っ最中というところになります。収益の部分もその分上がっていたわけですが、それを基準にして設定した部分もありましたので、現在についてはそういうコロナ関係、感染症関係の患者さんがほとんどいなくなつたということもあります。ですので、その部分の見直し等についてはこれからやるという予定にしております。いずれこのプランについては、岩手中部圏域の会議等で、変更の場合はまた承認いただく必要もありますので、早急に見直しを図って、経営改善のほうに努めていきたいというふうに思っております。

あと、一般会計の部分についてですが、繰入れの部分については総務省で定めている部分の範囲内でということでいただいておりますけれども、やはり病院の経営が行き詰りますと、その分一般会計やらの負担もかなり大きくなつてくるということもあります。ですので、先ほど来申し上げておりますように、1つずつ改善できることを改善していきながら、少しでも収益の増につなげていく策、一番は患者さんの増ですので、先ほど宏委員さんもおっしゃったように、職員の対応、あとは体制の充実等をさらに行っていきまして、充実した病院経営のほうに努めていければなというふうに思います。

委員長 真嶋委員。

2番 大変丁寧な説明もいただいておりますし、この非常に難しい困難な状況の中で地域の医療を守っていただいていることに敬意を表しますが、その上で、業務報告書の8ページから9ページのグラフが非常に分かりやすいグラフになつているのではないかなと思って見させていただきました。特に他会計補助金について、大きく2つのターニングポイントがありまして、平成27年、それ以前が平成26年しか出ていないので、その先がちょっと分からぬのですけれども、ここで一つ歯止めがかかったような形があ

って、令和3年まで非常に抑えた金額が他会計から積んでいるのですけれども、令和3年からそれ以降が右肩上がりになってきていると。この間コロナもあったかと思いますが、若干コロナの期間とのずれなども含めて、最終的には対処する方法は、先ほどの議論の中で出てきた一つ一つのことを埋めていくことに違いないのかなと思うのですけれども、これだけグラフとして見えてくるものにはちょっとある種危機感を感じておりますけれども、病院事務からこのグラフをどのように捉えているか教えてください。

委員長 病院事務長。

病院事務長 一般会計の繰入れの部分です。26年度については、病院建設した部分の年になりますので、ちょっとがつと上がっているということになります。27年度からは、新たな病院での診療が開始になっておりますので、横ばいで来ておりました。令和3年度、4年度から上昇、上昇というか上がっておりますが、やっぱり3年、4年についてはコロナ関係、病床の空床補償であるとか、国からの補助等もありましたので、一般会計から繰り入れていただく部分はかなり抑えられておりました。

まず、令和5年度については、コロナが医療法上の5類になったことで、国、県等からの支援もなくなりましたので、取りあえずやっぱり病院の収入、医業収入で賄っていくという部分になりますので、そこについては令和5年度、令和6年度の実績がそれほど予算どおりの見込みにはならなかつたということで、一般会計のほうから繰入れをいただいて対応したというような状況になります。よろしいでしょうか。

委員長 真嶋委員。

2番 このグラフのスタートが平成26年で、病院建設の年だったということで、少しまだグラフに対する理解が進んだわけですけれども、そこからいうと、やはりそこが正常値ではないと思いますので、今のグラフの傾向でいくと、建設時と同等か、あるいはこの傾きが続くと、さ

らにそれよりも一般会計からの繰入れがより必要になってくるということになるかと思いますので、対策については非常に難しくて、先ほど熱心に議論された結果にはなるかと思いますけれども、経営という側面からの分析もまた徹していただきなければならぬのではないかなど思いますが、お伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。まさにそのとおりでございまして、やはり一般会計からの繰入れを抑えていくという部分になると、先ほど来申し上げておりますように、患者数の増と、あと収益の増というところになりますので、病院職員一丸となってさらに取り組んでいきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第6号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院への審査をひとまず終了し、次の学務課の審査に移るため、13時40分まで休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時40分 再開

委員長 休憩を解き、学務課の審査を行います。

学務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、10款教育費であります。

学務課長より決算の概要説明を求めます。

学務課長。

学務課長 学務課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、教育委員会学務課が所管する主な決算の内容について説明をいたします。学務課

を抜粋した決算書で説明をさせていただきます。

歳出の8ページをお開き願います。上段になります2款1項5目財産管理費、24節、教育施設整備基金積立金9万3,000円は、基金利子分の積立てを行ったものとなります。参考までに、令和6年度末の基金現在高は2億1,106万7,000円となっております。

次に、西和賀高等学校魅力化支援基金積立金4,000円についても、同様に基金利子分の積立てを行ったもので、令和6年度末の基金現在高は1,027万6,000円となっております。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料について説明をいたします。中段になります。学童保育業務委託料1,200万円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和6年度利用者数は、湯田学童クラブ、利用児童数35人、延べ利用人数4,100人、沢内学童クラブ、利用児童数22人、延べ利用人数2,150人となっております。開所日数は、湯田学童、沢内学童ともに290日です。

次に、病児保育業務委託料551万2,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援したものです。委託先は、さわうち協立診療所、年間利用者数は52人でした。なお、令和7年度においては、委託先の閉院に伴い、病児保育委託事業を実施することができない状況にあり、事業実施に向けての検討を行っているところです。

次に、保育所措置委託料(湯本保育園)4,583万2,900円ですが、入所措置人数は令和7年3月末現在で20人となります。その下の川尻保育園は4,065万9,480円、入所措置人数は17人、広域入所分は4万4,930円、入所措置人数は1人で、入所先は北上市の保育所となっております。

続いて、下段の18節、にしづが愛児会補助金

758万8,000円ですが、にしづか愛児会の円滑な運営を図るため、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費助成と、児童数減少に伴い保育園措置委託費の収入が減少していることから、運営費への助成を行ったものです。

続いて、一番下になります子育て応援在宅育児支援金29万円は、県補助事業になりますが、保育施設等を利用せず、子供を家庭で子育てしている保護者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、月額1万円の支援金を支給しました。対象者は5名でした。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算の内容を説明申し上げます。14ページ中段になります。10款1項2目事務局費、7節報償費、講師謝礼212万6,056円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座、そして休日の課外授業の講師謝金となります。

16ページ上段になります。12節、学生寮運営業務委託料770万4,000円は、西和賀高校の女子学生寮2施設、男子学生寮1施設の運営業務委託料となります。女子学生寮、遊古林の運営を社会福祉法人光寿会に、男子学生寮、山田屋と女子学生寮、三城の運営を旅館一城に委託しております。令和6年度の寮生は、遊古林は5名、三城4名、山田屋5名の計14人でした。

次に、ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション業務委託料220万円ですが、町内の事業者で組織するユキノチカラプロジェクト協議会との共同プロジェクトとして、町内事業者と高校生が連携しての商品開発や販売、そして西和賀の潜在的魅力を発掘し発信する活動などを行いました。具体的には、牛乳で割って飲むコーヒー、カフェラテベースについては、実際に商品化されておりまし、そのほかにも急速冷凍でおいしさを保つことができるビスケットの天ぷらや、地域食材を使ったカフェメニューづくりなど、西和賀の地域財産を学びながら、高校生の新たな視点による町の魅力づくりに取り組

んでいます。このような活動を紹介するため、魅力発見ラボを発行し、町内、そして北上市内中学校等への配布を行いましたが、西和賀高校の魅力発信として大きな役割を果たしてくれると感じております。

次に、下段になります。18節負担金、補助及び交付金の西和賀高校魅力化支援事業補助金809万2,820円の内訳ですが、大きく3つになります。1つ目は、模試・資格検定試験補助が148万1,430円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受験費用の一部を助成したものです。

2つ目は、給食費補助が377万1,300円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したものになります。月によって変動はありますが、平均での利用率は49%、利用者は52名となっております。

3つ目は、語学研修補助が268万5,780円で、オーストラリア、シドニーに生徒5名、引率教員1名を派遣しました。派遣期間は、令和7年2月15日から21日までの7日間で、シドニー市内の高校との交流などを通じて国際理解を深めてきたところです。

続いて、20ページの上段になります。10款2項1目学校管理費、10節、修繕料500万5,605円の主な内訳は、小学校費におけるスクールバスの車検修繕、除雪機修繕、消防設備修繕、沢内小学校プールろ過器修繕、湯田小学校舗装補修等となっております。

次に、24ページ上段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費118万6,311円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当児童16人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、通学用品費等になります。

次に、26ページ上段になります。中学校費になります。10款3項1目学校管理費、10節、修繕料366万8,764円の主な内容は、スクールバス

車検、除雪機修繕、消防設備修繕、沢内中学校舗装補修、大沓車庫駐車場修繕、湯田中学校防火戸修繕等になります。

次に、28ページ上段になります。1節、部活動指導員97万6,932円、そして7節、部活動指導員謝金100万226円は、中学校に部活指導員を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、適切な練習時間の確保を行ったものです。両校全ての部活に1名の指導員を配置しましたが、沢内中学校は特設スキーパーにも1名配置しましたので、指導員は全体で9名の配置となっております。町職員として任用されている方、例えば用務員さんが部活動を指導した場合は、謝金対応となるため、1節と7節に分けて支出しているところになります。

次に、30ページ上段になります。19節扶助費、準要保護生徒援助費159万337円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当生徒12人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、体育実技用具等になります。

中段からは、学校給食費となります。令和6年度は、新給食センターが稼働し、3年目でありました。調理員の皆さんも様々な経験を重ねていただき、調理作業のスタイルが確立できてきたと感じておりますし、地元食材を活用したメニューづくりにも取り組んでいます。県教育委員の皆さん、町外保護者会の皆さんによる施設見学や試食もありましたし、学年P.T.Aによる試食会などの機会も増えてきたところでした。決算額は、総額で8,002万6,523円となっております。

33ページ以降につきましては、左上に保育所名を入れておりますけれども、3保育所ごとの決算となりますので、ご確認願います。

続いて、歳入について説明させていただきます。歳入の2ページの上段になります。14款分担金及び負担金の小学校給食費負担金において、11万3,120円の収入未済が生じております。

その後、8万3,300円が収入済みとなっておりますが、現在2万9,820円が未納となっております。引き続き、納入に向けての適切な対応に努めてまいります。

続いて、決算附属資料について若干説明をさせていただきます。決算附属資料の227ページをお開き願います。1、総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、令和6年度は定例会を12回、臨時会を1回開催しております。

(2)、学校のあり方検討です。令和6年度は、令和6年3月の学校のあり方検討委員会報告を受け、地域説明会や保護者アンケート等を実施し、町民の皆さんのお意見を伺いました。そして、令和7年3月に町の方針を決定しています。

(3)、奨学金の貸与状況ですけれども、6年度貸付けは15人、うち新規1名で、貸付金額は840万円、償還は42人、償還金額は925万円となっております。

(4)、教員住宅の使用状況は、川尻、湯田中、湯本、新町、泉沢合わせて11戸、全て利用しております。

228ページは、6年度の児童生徒数、主な工事などになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で学務課に関する主な決算についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。
委員長 学務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7から8ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 7から8ページのところで、私のほうからちょっと3点ほどお聞きしたいので、順番に行きます。

まず、子育て応援在宅育児支援金給付事業です。こちら先ほど課長のほうから、県の事業だ

という説明もありましたけれども、いろいろな事情とか考えから、保育所でなく自宅でということで選択される親御さんというのは、必ずどんなときもいるのかなと思っています。こういった給付事業があるというのはいいことだなと思っているのですけれども、利用者のほうから何らかのリアクションとか反応というのがあったかというのを教えていただければ。

委員長 高橋祐征室長代理。

子育て支援室長代理 では、私のほうからお答えいたします。

子育て応援在宅育児支援金給付事業についてですけれども、こちらの利用者からのリアクションにつきましては、対象者が5名と少ないこともございますし、また基本的に書面上でのやり取りということで手続を行っているものでして、目に見えての反応はございませんけれども、申請から交付までスムーズに行えておりますので、大きい金額ではないのですけれども、子育てに役立てていただいているものと捉えております。

あと、先ほど事情ということでお話ありましたけれども、この事業は生後8週以降3歳未満までということが対象の要件となっておりまして、使われる方のほとんどは生まれて2か月後から1歳になる月の保育所に入るまでの期間に利用が専らとなっております。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。私がちょっと勘違いしていた部分もあったかもしれません、役立てていただけているのであればいいのかなと思います。

次に、同じくこのページの、今度放課後児童健全育成事業ということで、学童のお話なのですけれども、学童保育業務委託料など出ていますが、利用児童数に湯田と沢内と比べたときに結構開きがあるなと感じているのですけれども、これは何か原因として考えられるようなことが

あるのか、それともまたまなのか、そもそもこのぐらいの開きがずっとあるのか、ちょっと教えていただければ。

委員長 高橋室長代理。

子育て支援室長代理 では、こちらの質問も私のほうからお答えさせていただきます。

放課後児童健全育成事業についてということで、湯田学童と沢内学童の利用者の開きについてですけれども、そもそも小学校の児童数としても湯田小学校のほうが多くなっております。その結果、登録児童数も湯田学童のほうが多くなっているというふうに考えられます。

また、利用者の年代別のところを見ますと、沢内学童のほうに登録されている高学年の児童さんが少ないとこもありまして、推測ですけれども、例えばスポ少活動をされてたりですとか、あと自身で留守番ができたりとか、あるいはご家庭にふだんから家族がいる環境であったりというところが推測されるところです。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。学童に関しては、私自身は自分が育った環境で学童を利用したことがなかったので、ちょっと分からぬのですけれども、子供にとっては遊び場の一つなので、一緒に遊ぶ友達がいるとかというので使いたい、使いたくないというのも出てくるかなと思っています。児童数に関して、沢内と湯田で今後また違いがいろいろ出てくる部分はあるかなと思うのですけれども、今小学校、中学校の話とか、保育所、保育園の話というのがいろいろ出てきている中ですけれども、その辺りのことというのも検討はされているでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 今沢内地区の小中一貫校の検討を進めているところですけれども、学校施設、それに附属する施設ということで保育所もありますし、学童保育もどうするかという部分も出てくると思います。ですので、これから学校の施設機能

の検討も行いますが、エリア全体どういう配置になっていくというか、どういうふうにつくり上げていくという部分の構想もまとめるという形になってくるので、学童についても一緒に検討していくということになります。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。しっかりと検討されるようならば、出てくるものをまた見て考えたいと思います。ありがとうございます。

もう一点、今度は病児保育委託事業です。附属資料だと132ページになっていますけれども、昨年度延べ利用者数が52人だったけれども、本年度は事業なしとなっています。これは、委託先の事情によって委託する先がなくなったゆえだと思います。病児保育に関してもやっぱり必要だろうということで検討しているという話も聞きますけれども、ちょっと現状について教えてください。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 それでは、決算附属資料132ページ、病児保育委託事業のご質問についてお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、委託先がなくなったということで、現在休止をしてございますけれども、休止以降病児保育事業の再開を求める声を多くいただいております。また、保育現場、保育士の先生方からも、病児保育を必要とするご家庭の状況も伺っており、今年度当初から事業実施に向けて検討を続けておるところです。

県内の病児保育は、9市町で14施設設置されておりますが、13施設が医療機関に併設または隣接しているという状況でありまして、病児保育が福祉というよりも、どちらかというと医療的事業として受け止められていると考えられまして、本町で病児保育を行ってこられたのは、まず委託先の診療所の先生方やスタッフさんのご理解とご協力、大きなご努力のたまものと受け止めているところです。

これまで事業実施に向けて検討してきたわけ

ですけれども、現在課題となっているのは、やっぱり看護師の確保であったり、あと医療機関との連携の部分であります。今後においては、看護師確保と医療機関との連携のあり方を中心協議を進めて、事業実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えておるところです。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 次世代育成支援対策地域協議会事業について伺います。

附属資料でいくと、128ページでございます。前年度は195万3,000円ということで、これは第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたアンケート等の大きな事業をやって、それを受けてかと思いますが、今後大体年4回ベースでこの協議会は継続して行っていく計画であるかということ、それからこの会の構成がどのようになっているかということ。

あと、128ページの事業概要を読ませていただくと、教育分野の中で子ども・子育て支援事業計画というのは、かなり教育、子育ての中の上位の計画かと思いますけれども、今後そういう計画についての、やはり協議会自体も上位の諮問というか、意見を伺う期間になるのかなということ。逆に言うと、今現在学校、保育所などテーマ別の課題については、それぞれの委員会等今後も出てくると思うのですけれども、それと並行しながら、これは長期の計画に向けての議論を進めていく会議なのかなとちょっと想像しましたけれども、その確認もしたいなと思っておりました。

加えて1点、ちょっと具体的な、先ほど唐仁原委員のほうから学童保育のことが出ておりましたけれども、今後のあり方検討という部分でいくと、個別のテーマ別の委員会もあるかもしれませんけれども、こういう協議会かなと思って、ちょっと発言させていただきますが、学童保育というのはある程度親御さんとの契約というか、閉じた形の関係で進んでいると思います

が、自治体によっては児童館というような形で、基本的にオープンな受入れをするような施設もあるかと思います。今後の少子化と保育、学校の移設に向けて、児童館という仕組みについても検討が必要ではないかなと思いますけれども、こういう協議会等になるのか、あるいは別の会になるのか、検討が可能なのかお伺いします。

委員長 子育て支援室長。

子育て支援室長 それでは、決算附属資料128ページ、次世代育成支援対策地域協議会事業のご質問にお答えさせていただきます。

まず、決算額、5年度と6年度の事業費の開きですけれども、委員おっしゃるとおり、5年度は計画策定に向けていろいろ調査を行ったという経費が入ってございますし、6年度については委員会の開催費、経費、事務費のほうのみということで、事業費に差が開いてございます。

それから、今後の協議会の開催の頻度でございますけれども、まず昨年度については、第3期の計画策定に向けて重点的にご審議をいただくために、4回開催をしてございましたけれども、今年度以降については、計画に定めた事業の進捗状況であったり、必要に応じて計画の見直しなどを行うということで、年2回程度の開催と考えてございます。

それから、子ども・子育て支援事業計画ですけれども、委員お考えのとおり、子育て支援に特化した計画となっておりまして、今後5年間を見据えた計画になっておりますので、この計画に基づいていろいろな子育て支援施策を実行していくといった内容になっております。

それから、すみません、地域協議会の委員構成ですけれども、まず民生委員さんの主任児童委員さん、それから保育施設の代表者の方、それから保護者会の会長さんであったり、あと社会福祉協議会、あとは学校保健会、PTA連合会のそれぞれ代表の方が構成員となって、ご審議をいただいているところになります。

それからあと、学童保育、別な形態の児童館

というお話をございましたが、今後学校との一帯エリアで整備していくといった中で検討していくこととなると思いますし、当然児童館については次世代育成支援対策地域協議会の議題にもなってくるかと思います。考え方としては、地域のニーズを踏まえた上で、いろいろ今後必要な事業を検討していくといったところになりますので、その辺りも含めて児童館が必要かどうかというのも検討されていこうかと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11から12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13から14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15から16ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、西和賀高校の魅力化支援事業補助金、附属では134ページだと思うのですけれども、今説明もあったのですけれども、大きな事業が3つということで、その中の語学研修の参加者が5名ということになっておりますけれども、学校の中で希望者が多くいた中でこの5名が選ばれて行ったということなのか。行ったのは5名ですけれども、ほかに希望者はいたのかという点、まずお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 オーストラリアの海外派遣研修についてお答えします。

5名ということになっておりますけれども、令和6年度は希望者が10名程度いたのかなと思

います。今年の分、令和7年度の話になって申し訳ありませんけれども、こちらのほうは希望者が14人いたと聞いております。初めに、学校さんのほうで生徒さん向けの説明会を行います。それは誰でも参加できる形になります。そして、それから本当に希望したいという生徒さん方に申込みを出していただくということになり、その後筆記試験、テスト、あとは面接を行って、学校のほうでその5人を選ぶ形になります。ただ、審査の過程においては、志望した理由とか、あとはこれまで英語検定の取得状況とか、あと学校での頑張りというか、そういう部分も加味しているというふうに認識しているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 これ一時、コロナの間やめていて、また再開したと思うのですけれども、入学希望者が最近増えて、定員も増になったわけですけれども、入学の希望の際に、この語学留学があるからというような希望者がいるのかという点。

あとは、今申込人数等々ありましたけれども、例えば1年生で希望して駄目だったけれども、また続けて2年生のときにも希望しているというような生徒も見受けられるのかについてお願いします。

委員長 学務課長。

学務課長 こちらのほうの対象は、1年生、2年生になりますので、まず2回チャレンジできる形になります。今年も県外募集なりで説明会行かせていただいたり、あとは町外の方で学校訪問に来た方でお話を聞いたりする場面はありますけれども、そういう部分でやはり海外派遣、オーストラリアに行きたいのだということ、それを魅力に感じて、まず西和賀高校のお話を聞いているという部分で受けるケースは多いです。ですので、こういった海外派遣の部分は、生徒募集に対してかなり意欲ある子たちが海外派遣を目指して来るケースもあるというふうに認識しているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 学校現場ではないので、難しいかもしませんけれども、海外派遣に参加した生徒、その後の成果的なものというか、どのように変わってきたというようなこと、学校からの情報があれば教えていただきたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 学校からの情報というわけではありませんけれども、私たち、寮生なりでも海外派遣に行った方、生徒さん方とか、あと生徒さん方も実際会う場面も多くて、その生徒さん方の様子を見ているところでした。やはり行った子というのは、また成長したなという部分を感じております。というのは、語学研修という部分よりも生徒の行動、例えば生徒会の活動に積極的に関わったりとか、あと町の部分に感謝を伝える気持ちとか、そういう部分含めてですけれども、本当に生徒が成長したなという場面を感じるところが多いです。

あと、先ほどちょっと漏らしましたけれども、1年生で応募して、ちょっと漏れて、2年生で応募するというケースもあります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。21、22ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 企画課の歳入のほうで、デジタル田園都市国家構想交付金というのがあって、その用途を聞いたときに学務課のほうでということでだったので、ここでお聞きしたいと思いますけれども、学習支援ソフト使用料ということで先ほどの交付金は使われたということですけれども、

この内容についてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、学習支援ソフトの部分についてお答えさせていただきたいと思います。

デジ田交付金を活用しまして、このソフト使用料ですけれども、単年度分というわけではなく3年分、36か月分、使用料として令和6年度にお支払いしたということですので、6、7、8と使用できるソフトになっております。自学自習、そして夏休み、冬休み長期休業中とか、タブレットに学習支援ソフトが入ることによって、子供たちが自主的に自分で勉強ができると。学習ドリルがタブレットに入っている感覚になろうかと思いますけれども、自分でそういった勉強する部分で能力を伸ばすためにも活用されている部分になります。実際統一した形で使用されているかという部分は、ちょっと難しいところがありまして、学校とか先生によっても使い方とか頻度等は変わってきますけれども、ただ子供さんたちにニーズ聞いても、非常によかったですという部分に答えてくれる方も多く、アンケートではたしか91%ほどがよかったですと答えておりますので、生徒さんたちにとっても効果があるものと思っているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 現代の子供たちですので、ソフトを使うことに関して全然問題なく使われて、効果も現れているというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおりで、今やっぱりデジタル化というか、そういった部分に対応した学習というのが子供たちの将来に必要な部分だと思います。そういった形でも、学習支援ソフトはやっぱり効果があるというふうに思っているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。23、24ページ、質疑ありませんか。

んか。

(なしの声)

委員長 進めます。25、26ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。27、28ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 部活指導員の活動についてお伺いします。

附属資料の140ページのほうに詳しく掲載されておりますけれども、事業概要を見ますと、湯田中学校のほうが4名、4部ですか、それから沢内中学校のほうが5部、そのうち1つが先ほどのお話ですとスキーということで、特設だということのようですが、活動時間と日数のほうを見ますと、4部の湯田のほうが多くなって、沢内のほうがちょっと少なくなっているようですけれども、これは実態としてその時間が反映されているのか、あるいは下のほうに正職員、他任用というような書き方がありますけれども、ほかの併任の方の活動時間が少なくてこうなっているのかお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 例えばですけれども、沢内中学校のバドミントンの指導員さんは町外の方で、零石から通っている方ということもあり、平日はなかなか来られなくてということで、活動も実際減っているというところもありますし、あと部活、柔道ですとスポ少みたいな形で、中学校だけではなくて一緒に集まってやるという部分もあります、その部活によってやっぱり活動日数がかなり違っていて、それで湯田中と沢中で差ができてしまうという状況でした。

委員長 真嶋委員。

2番 実態について了解しました。

その上で、特設クラブというのがあるということで、私としては1つは、中学校2校の枠を外して、特設などについてはどちらの学校の生徒にもチャンスが与えられるようにできないか

なという思い、これについては生涯学習の地域スポーツクラブとの関わりもあるかと思いますけれども、そこはちょっと置いておいて、まず特設クラブとしての可能性についてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、そういった形で、中学校の枠組みもですけれども、中学校だけではない、大人も小学生もみたいな形での枠組み、全体での枠組みということで、地域スポーツクラブの部分を今後設立したいということで、まず検討しているということになります。その流れとして、運動部だけではなくても、文化部でも団体の協力を得ながらできる部分がないかということも含めて検討していくかというふうに考えているところでした。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、先ほどと同じくデジタル田園都市国家構想で、こちらは中学校に学習支援ソフトということで、先ほど小学校の部分で聞きましたので、事業内容については同じだと思います。中学生にとっての効果とか課題があつたら、そこを伺いたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 中学生にとっても、学習支援ソフトというのは非常に役に立っているものと思っております。活用の仕方は、個々の生徒に、やり方にもよるかと思いますけれども、例えば高校受験とかの過去問ができたりとか、そういう部分もできますので、自学自習というか、自分で勉強する部分にとっては非常に役に立っているというふうに認識しているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。29、30ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 私から、学校給食費についてお伺いします。

決算資料のほうですと、総額で8,000万円規模ですか、そして附属資料の141ページの給食センターの管理運営費でいきますと6,975万9,000円、これも前年が5,984万円から大きく金額が上がっておりました。察するところでいくと、やはり食料費がかなり世の中大きく動いているということかと思いますけれども、こうした食品、ほかの価格高騰の影響をお伺いして、これで間に合っているのかと言うとあれですけれども、その価格高騰の影響は給食費にどのように影響しているかお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、食材等の高騰の部分、そしてあと電気料とか、そういった部分がやっぱり高くなっている部分がありますので、その分で前年度対比で増えているという状況になります。食材高騰している状況ではありますけれども、保護者負担は変えることなく、まず対応してきているところでした。今後もですけれども、状況を見ながらにはなりますけれども、食材高騰によって、ちょっとまた給食費の補正する場面もあるかもしれませんけれども、まず子供さんたちには影響がないように進めていきたいというふうに考えているところですので、ご協力というか、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 真嶋委員。

2番 給食センターについてもう一点、学校給食以外での他の分野の食品というか、食べ物の供給等についての検討はどのように進んでいるかお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 現在の給食センターは、将来的には病院食も対応できるように、調理のラインスペース等の確保がされているということになっております。そのためには、調理器具の購入の設置とかしなければならない部分はあるのですけれども、病院のほうとして、今調理体制は取れているので、今すぐ学校給食のほうと兼ねてと

いうことにはならないかとは思いますけれども、設置した当初より、また物価高騰とかで機材等もまた変わってきていますし、今給食センターのほう、流れというか、そういった部分も大分固まってきていますので、そのシミュレーションと言つたらなんですかけれども、実際にそういった部分やるとしたら金額的には幾らぐらいかかるとか、そういった部分の把握はしなければならないと思っていまして、それはまず今年学務課のほうでもやっている、やっているというか、試算しているところではありました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。31、32ページ。

唐仁原委員。

6番 先ほど真嶋委員から給食センターの話がありましたけれども、私も給食に関することなのですけれども、給食材料費というところで、先ほど課長からの説明だと、地元の食材の利用なども進んでいるし、新しい施設に慣れてきてということでしたけれども、これ例えばうちの食材を給食に使ってくれないかなと思った場合というのは、どういうふうに話を持っていったらいいのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 実際町内で作っているものを給食提供できないかなという相談を受けたりするケースはあります。そういう場合は、給食センターのほうに相談していただければ、栄養士さん等含めて、私所長ですけれども、検討させていただきたいと思っております。

委員長 唐仁原委員。

6番 給食の献立表みたいなのを以前見せてもらったことがありますて、献立考える人もだし、給食を作っている皆さんも物すごく工夫を凝らされているに違いないと思ったのですけれども、それに実際に食品を、食材を提供できる人が増えれば、恐らくさらに給食が一つ町の売りになるのではないかとも思っております。今のや

つだと、まずこのぐらいの量のものをこのくらい出せるのだけれどもみたいな話は、学務課にお話を持つていったらいいということでおろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 学務課、給食センターに相談をいただければと思います。実際月1回、西和賀給食の日という献立がありまして、そこはもうワラビにしろ、町内の食材を使ったメニューを集中的に作る日があるのでけれども、そういった部分のほかにもいろいろと地元食材を取り入れたいということで、給食センター、栄養教諭さんをはじめとして、いろいろメニューづくりにも取り組んで頑張っていただいていると思っております。ですので、こうした町民の皆さん協力も得られれば、なお給食センターというか、学校給食の部分、運営もですけれども、献立づくりに工夫がされ、町の魅力にもつながっていくものだと思いますので、まず学務課のほうに相談していただける形で大丈夫ということで答弁させていただきます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。33、34ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。35、36ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。37、38ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

普本委員。

3番 すみません、分からないので教えていただきたいのですが、小中学校で全国規模の学力テストを実施していると思うのですが、その予算はどこに含まれているかということを教えて

ください。

委員長 学務課長。

学務課長 全国規模となると、まず全国学力テスト調査になるかと思います。その部分の調査費用につきましては、国で全て行っておりますので、町の負担はありませんので、この決算には出てきていないという状況になります。

委員長 普本委員。

3番 ありがとうございます。国で実施しているというのは、こちら町で手を挙げて、うちはやりますよとか、やりませんよとか、そうやって選べるようなものですか。

委員長 学務課長。

学務課長 全国学力調査の実施につきましては、国のほうから各自治体のほうに意向調査があります。その際、実施するということで、まず西和賀町のほうはお答えしてということになりますので、町のほうでやる、やらないの判断をしているという状況になります。

委員長 普本委員。

3番 学力テスト実施しているということについて、各学校での必要感とか、反応はどうかとか、今後も継続する方向かというところで、お願いします。

委員長 教育長。

教育長 そもそも全国学力状況調査ですが、これは子供たちの順番をつけるものではなく、学校の先生方の教えを改善するという目標ですから、先生方の要求としては、要はいろんな意味で、「ここ、できたね」とかというような客観的なデータがいただける分ありがたいとは思っておりまので、今後も方向的には継続させていただきたいと思っております。

委員長 高橋宏委員。

8番 附属資料で最初に課長も説明されたのですけれども、227ページの教員住宅等の利用状況について書かれております。教員に対して貸付けということと、あとは旧住宅については町内企業に対し貸付けを行ったと。ということは、

今使われていない教員住宅はないのかについてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 令和6年度においては、全ての教員住宅が使用されているという状況でした。

令和7年度については、教員住宅1戸空きがあります。そしてあと、旧教員住宅のほうも1戸空きがあるという状況になっておりました。

委員長 高橋宏委員。

8番 私の認識不足かもしれませんけれども、古い使われないような住宅もあるように思えるのですけれども、そういうのはなくて、取壊しとかも済んでいて、特にそういうところはないという、今言われた使われていないのは1戸ということでの認識でいいですね。

委員長 学務課長。

学務課長 教員住宅の11戸、このほかにも沢内小学校の後ろに実際は倉庫として使っている教員住宅はありますけれども、そこはもう使用できる状況ではありませんので、そこはまず除いております。使っている部分で先ほど私答えたのは1戸、まず先生1人出た方がありますので、今年は1戸空きがあるという状況にあります。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への審査をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、14時45分まで休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時45分 再開

委員長 休憩を解き、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管するのは、10款教育費で

あります。

生涯学習課長より決算の概要説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 皆さん、こんにちは。生涯学習課長の菊池輝昌です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

説明に入ります前に、資料の訂正がございますので、お知らせいたします。決算附属資料150ページ、地域スポーツ活動体制整備事業です。事業概要の上から5行目、外部指導者の活動回数ですが、正しくは126回ではなく140回となります。繰り返します。正しくは126回ではなく140回となります。おわびして訂正いたします。

それでは、教育委員会生涯学習課が所管する令和6年度の主な決算の内容について、令和6年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書（抜粋）により説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。決算書5ページを御覧ください。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費は、町民大学や高齢者大学講座事業、子育て家庭教育支援事業、まちづくり出前講座、男女共同参画推進事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業、二十歳のつどい記念事業といった各種事業に係る講師謝礼や消耗品費などの費用と、当課所管の公用車、旧左草小学校の維持管理費用、社会教育団体への補助金となっております。

決算書7ページを御覧ください。10款4項2目公民館費は、地区で管理しないこととなった旧公民館の維持管理費用となります。令和6年度は、旧草井沢、旧下左草、旧鷺之巣及び旧本屋敷公民館の解体工事、ゆだ高原駅合築施設減築工事を実施しました。

続いて、10款4項3目図書館費は、川尻図書室、太田図書室、さわうち病院図書室の維持管理費用と移動図書館車の維持管理費用になります。

決算書9ページを御覧ください。10款4項4

目民俗資料館費及び10款4項5目美術館費です。資料館と美術館、デッサン館の管理業務委託料、施設維持管理費となります。

決算書9ページ下部から11ページを御覧ください。10款4項6目文化創造館費です。文化創造館の会計年度任用職員の人事費や総務費と、施設の維持管理に関する費用、青少年劇場や中学生演劇事業、銀河ホール常設公演事業などの自主事業に係る費用となります。

7節報償費、定住自立圏民俗芸能公演出演者への謝金についてです。定住自立圏民俗芸能公演出演謝金は、圏域の民俗芸能の保存を目的に、圏域主催公演に相互に団体の派遣を行うこととしており、当町からは奥州市の奥州市郷土芸能祭に坂本神楽団を派遣し、当町へは芸術文化祭に北上市の宿大乗神楽保存会を受入れしております。

12節委託料ですが、備考欄の上から4行目、電気工作物からピアノ保守点検業無委託料までは、各種設備の保守委託料となります。他につきましては、文化創造館における各種自主事業を行うための委託料となります。

決算書の13ページを御覧ください。10款5項1目保健体育総務費は、学校開放事業やクロスカントリースキー大会事業、漕艇競技事業、スポーツ団体各種スポーツ大会等の助成金になります。

決算書15ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費は、各体育施設の維持管理費用となります。この中で、10節需用費、修繕料444万859円の内訳は、太田プールろ過装置修繕123万9,000円、沢内農業者トレーニングセンター消防設備修繕71万5,000円、ほか各施設31件分の修繕費用となります。

決算書17ページを御覧ください。14節工事請負費、川尻体育館解体工事についてですが、事業費2,652万3,200円は令和5年度事業の繰越分となります。なお、同工事につきましては、令和6年5月に完了しております。

決算書1ページから4ページは、歳入となります。3ページを御覧ください。23款1項7目教育債は、旧公民館解体事業、ゆだ高原駅合築施設減築事業及び川尻体育館解体事業の財源となります。

次に、決算附属資料について説明します。142ページを御覧ください。下段、町民大学講座事業に事業概要が掲載されておりますが、事業実績の詳細につきましては決算附属資料230ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

143ページを御覧ください。上段、高齢者大学講座事業では41名が登録し、各8回の学習会を開催しております。なお、詳細につきましては、決算附属資料230ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

145ページを御覧ください。下段、学校支援地域本部事業は、県の補助金を活用し、学校が行う農業体験や伝承活動、読み聞かせなどの活動を支援するため、地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアの依頼や広報紙の発行を行ったものです。

147ページを御覧ください。下段、青少年劇場開催事業は、児童生徒に優れた舞台芸術を直接体験いただく機会として開催しており、令和6年度は狂言を町内小学校全校児童に鑑賞いただきました。

148ページを御覧ください。上段、中学生演劇講座事業は、演劇を通じて豊かな感受性や想像力の養成やコミュニケーション能力の育成を図ることを目的に開催したものです。

150ページを御覧ください。地域スポーツ活動体制整備事業は、国の実証事業を活用し、地域スポーツコーディネーターを生涯学習課内に配置、中学校の休日部活動の地域移行と併せ、地域のスポーツ事業のプラットフォームとなる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を進めたものです。

230ページから231ページを御覧ください。社

会教育、生涯学習に関する事業実績を掲載しております。

232ページを御覧ください。読書活動に関する事業実績を掲載しております。

233ページから234ページを御覧ください。文化創造館銀河ホール、歴史民俗資料館及び川村美術館事業の実績を掲載しております。

234ページから235ページを御覧ください。生涯スポーツの推進について、体育関係の事業実績、各施設の利用状況を掲載しております。

以上で令和6年度決算の概要について、生涯学習課の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

5から6ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 町民大学講座事業ということで、附属資料だと142ページなのですが、附属資料のほうだと、そこに生涯学習だより用紙ほかというのも計上されていまして、こちらで聞いたほうがいいかなと思っての質問なのですけれども、生涯学習だより、非常にいい内容だなと思って毎回見ているのですけれども、これはネットにそのまま載っていたらいいなと思っていまして、今だと全戸配布で配られているので、全戸配布でこういうのが配られましたよという全戸配布のページからしか今見られないようになっているかなと思っていまして、生涯学習課のほうで過去のアーカイブみたいな感じでどんどん残していくたほうがいいのではないかと思っています。

というのも、正直私がこの町に引っ越してきた当初、今よりもう少し人口が多かったですですが、5,000人ぐらいの町でこんな活動が行われ

ているとは思わなかったなと感じたことがありますて、町民に対して知つてもらうというのだけでなく、外に対してのアピールにも通用する部分があると思います。せつかくやるのだったら、外に対してのPRにもなるようにしたほうがいいのではないかなと思いまして、いかがでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

情報の発信について、配慮が欠けていたなどということをちょっと反省しております。早速ということですけれども、令和7年の10月からまた生涯学習だより発行しますけれども、このところから町の公式ホームページの掲載ということに加えて、LINEでもリンクを貼ってお知らせをしていきたいというふうに思います。

併せてということなのですけれども、生涯学習だよりのみならずということですけれども、やはり取り組んでいるイベントについて、こういったものがあるというお知らせですか、ある種の実際こういった結果になっているといったことも、公式LINE等を使いながらお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7ページ、8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 ちょっとすみません、確認なのですけれども、9ページ、10ページ、それから11ページ、12ページで文化創造館費というのが出てくるのですけれども、お尋ねしたいのが附属資料の146ページの文化創造館総務費の部分ですが、今聞いていいですか。

お尋ねしたいのは、附属資料のほうだと、会

館利用の増進に向けた取組というのが書かれています、それに関して附属資料だと、自主事業公演業務委託料とかギンガクのことが触れられているのですが、そういうことをやったよというのは別で、会館利用の増進に向けた取組を行っているのかなと思いました、そうなれば9ページ、10ページのところから聞くべきなのかなと思ったのですが、どういうふうに考えたらいいですか。ここで……

委員長 どうぞ。

6番 では、聞いていいですか。

委員長 はい。

6番 そうしましたら、今申し上げたとおりなのですけれども、附属資料のほうに各種自主事業の実施とともに、会館利用の増進に向けた取組を行ったということで記載があります。会館利用の増進に向けた取組というの、私これ読んだときに、今まだ使ったことがない人とか、それは町民もそうですし、もしくは町外の人に向けても使いませんかというふうな活動をしたのかなというふうに認識したのですけれども、その認識で合っていますでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、お答えをしたいというふうに思います。

昨年度でございますけれども、お認めをいただいた予算を基に、会館30年を記念しての自主事業等を展開したということでございます。

また、開館当時より、県内公立文化施設が加盟する岩手県内公立文化施設協議会へ参加し、常に県内文化会館との意見交換や業務的なつながり、人的交流を続けているというところです。

コロナ禍以降、大規模改修を経て、自主事業をコロナ禍以前の状況に戻すよう努力するとともに、この間自主事業や貸し館でご利用いただくあらゆる場面を通じて、文化会館として動いているということを内外に発信することを意識しており、このような活動が今年度の宝くじ文化公演、これ12月26日ということでございます

けれども、その採択や、地域創造より助成を受けて実施する音楽アウトリーチ事業、これ明日、あさってということで予定をされております、町内の小中学校で実施をされます、その参加につながったと感じております。

さらに、他課と連携した子供向けイベントをきっかけに、今まで当館を訪れることがなかつた客層がその後に貸し館で利用することにつながったというケースもございました。

以上から、文化創造館が絶えず何らかの形で利用され、自主事業を実施し、その都度人が集まっているという状態の維持が、外部からオファーをいただく機会や貸し館利用につながっていると考えております。

その一方でございますけれども、情報発信については以前からご指摘をいただいているとおり、大変弱い状況にありますことから、SNSを活用した情報発信を行い、詳細についてはホームページにリンクさせる、そういった動線の確保について近く確立をさせたいという方法で動いていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。今答弁いただきたように、にぎわいが以前よりも増しているかなと私も時々見ていて思います。決算附属資料の233ページとか、文化施設の使用状況とかを見てみると、まず銀河ホールの利用状況というところでも利用が確実に増えているなど。今課長から答弁いただきましたけれども、コロナの影響から一旦抜けたというのに加えて、今おっしゃっていたのが、新しく銀河ホールに触れたことにより、さらに使う機会を提供できたというふうなことのほかに、何か考えられる要因というのはありますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

一例となりますけれども、他課からのイベントということで、農林課主催のウッドライフフ

エスというものがやられています。令和4年度からということで今年も開催されたわけですが、それとも、そういったことが外へのPRとなっているということも一因なのかなというふうに思っております。一例でございますけれども、そのような考え方です。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 聞くところによると、秋にも上野々の整備された公園のところ、あそこを使ってイベントなどもあるようですし、そうなったときに、やっぱり銀河ホールに対して、町の外から来た人からすれば、あの建物何だろうと興味を引く機会になるのかなと思っています。

これまでいろいろと検討されてきていると思いますけれども、どうやって開いていくか。例えば単純にホワイエを使えるようにしたり、あるいはホールの中がいつでも見られるような状態になっていたりというふうなを確保していくことがさらに利用増進につながるのかなと思っていますけれども、その辺りの検討というのは昨年度進んだりしていましたでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

その件につきましては、文化創造館の運営委員会の中でもテーマとして取り上げて協議をしたということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 進めます。11、12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13、14ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 14ページの報酬、地域スポーツコーディネーターに関わって、附属資料150ページ、地域スポーツ活動体制整備事業について伺います。

附属資料に詳しく記載がありますが、令和6年度はスポーツコーディネーターを置いて、休日部活動の充実や中学校の先生方の負担軽減を図ったということで、こうした実績の評価、どのように見ているか教えてください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

中学校の休日部活動の地域展開、移行ということでございますけれども、これについては両中学校のほうで既にできているということでございますし、それから総合型地域スポーツクラブの設立の検討ということでございますけれども、設置の検討委員会を設立して検討を進めているということでございまして、今年度、令和7年度も検討しているところでございますけれども、そういうものにある程度めどをつけることができたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 普本委員。

3番 今のご答弁にもあったように、こうした総括を受けて7年度の事業が始まっていると思いますが、今後の見通しを教えてください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

今後の取組ということでございますけれども、これまでの実証事業と、それから関係者による会議において意見交換をするという中で、部活動の地域移行を通じた学校の枠を超えたスポーツ活動に切り替えていく流れは、避けて通れない状況であるということでございます。これは、国のほうでも方針を掲げておりますけれども、中学校の部活動の地域展開において、令和8年度から13年度まで改革実行期間というふうに位置づけておりまして、まず休日については全て移行をして、平日についてもできるところから移行していくよという方針を掲げているということでございます。そういった中で、この活動の受皿として総合型地域スポーツクラブの

設置が必要と判断し、令和7年度の設立に向けて動いているといった状況です。

クラブの設立、先ほど申し上げた令和7年度内を目標としておりますけれども、ただつくったからといって、すぐに部活動を総合型地域スポーツクラブのほうに全部活動を移行するということは、なかなか難しいというふうに思っております。中学校等々の競技、活動場所や送迎、そういった課題もありますことから、できるところから順次移行をさせていきたいというふうに考えております。したがって、すぐ設立したからといって全部移行ということではなくて、やはり状況を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私から、このページ2つあるのですけれども、ペアリフトの保守点検業務委託ということで、補正でもリフトのことあったと思うのですけれども、この委託料を合わせて、リフトの稼働のために、かなり電気料も使用されていると思います。管理費ということで、それも併せてお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

湯田スキー場の電気料金でございますけれども、決算書87万くらいの金額というふうになっているかと思いますけれども、そのうち4月から11月までは結局電力を停止して稼働していないので、基本料金だけになるということでございます。これが、具体的に申し上げますと、月2万8,443円となります。実際の稼働は、12月

から3月までというふうになりますけれども、この電気代を計算すると58万5,204円ということとなります。全体として、これペアリフトだけではなくて、ボーラーリフトですとか、管理の分もありますので、58万余がそのまま電気料金というわけではないのですけれども、大体この8割くらいというふうに考えると、12月から3月までの電気料金は約47万円というふうに試算できるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 利用状況を見ますと、湯田スキー場も前年よりも増えております。豪雪地帯西和賀で、当然スキー場はニーズもあるとは思うのですけれども、人口減少の中でこれから志賀来と、2つのスキー場を維持していくかなければいけないというときに、先ほど言っていたような経費がかかる中で、どのように経費削減に向かなければいけないかというような検討がなされたかについて伺います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

スキー場だけではなくて、ちょっと体育施設全般のお話というものをさせていただきたいというふうに思います。体育施設全般の利活用というものは、基本的には町の公共施設であるという観点から、町民にとって利用しやすい施設であるように管理に努めているということでございます。先ほど申し上げましたとおり、いろいろ修繕ですか様々取り組んでいます。コスト削減等も取り組んでおりますけれども、必ずしも全ての施設が利用しやすい環境となっているわけではないといった面もあって、大変心苦しく感じているということでございます。

現在の状況としてですけれども、施設に係るランニングコストが年々上昇している、電気代もこのとおりでございます。修繕件数につきましても増加件数にある、これ老朽化等により壊れてくる場所が多いということもあります。そ

れから、経過年数から見ると、大規模改修が必要な施設も多くあるといったことから、これまでどおり施設を運営していくというのは難しいのではないかというふうに当課としては考えているところでございます。

利用につきましては、町の人口減少に伴い、利用者が減少傾向にあることから、町内外問わず幅広く利用していただき、使用料としての歳入を確保していくことも大切な要素であるというふうに考えております。

町外の利用につきましては、具体的に申し上げますと、湯本屋内温泉プールにおいて、指定管理者の働きかけによって合宿の誘致ですか、大会の誘致、それからベスト×G—S H O C K スタジアムでございますけれども、東北の国公立大学の野球大会、それから各種の県大会、北上地区としての大会のほか、県内外の高校による練習試合会場として利用される等、幅広く活用されているということで、それらの活用に伴って一定の収入を得ているといった状況です。一方でございますけれども、県内外から利用されているものの、条例において使用料が設定されていない施設も中にはあるということでございます。これらの活用の際に、宿泊を伴う活用として使われていくことで、施設の活用のみならず、経済面への波及が期待されるということですので、こういったことにも取り組んでいきたいというふうに思います。

以上からですけれども、当課としては、町民がいつでも利用できるよう、繰り返しになりますけれども、施設の維持管理に努めるといったことを主としながらも、さらなる利用促進、増加する施設維持管理費に対する負担のあり方、さらには施設の今後のあり方といったことにつきましても、幅広く検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 詳しくいろんな施設について説明してい

ただきました。これ一つ一つやっていくと、一般質問みたいになってきますので、まず今日は今の課長の説明でですけれども、もう一つ、18ページにある湯本温泉のプールの外壁修繕工事も出ておりますので、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

湯本屋内温泉プール2階の、主に窓ガラスの縁の部分が劣化をしたということで剥離をして、細かな破片が下のほうに落下していたという状況がありました。建物の裏側であって、正面と比較すると危険性は低いということではございますけれども、地域住民の方がまれにここを通るということがありましたし、近隣の建物に被害を及ぼす可能性があったことから、外壁、危険な箇所を修繕したというのが内容でございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 プールについては、9,000万、1億近いお金をかけて大規模改修したのですけれども、そのときに修繕した箇所ではないところの、今回はそういう破損とかが見られたというふうな理解でいいのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

そのとおりでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

ここで生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで生涯学習課への審査をひとまず閉じ、本日の日程を終了します。

あしたは午前9時30分から総括質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時37分 散 会